目　　次

令和８年９月１７日（木曜日）
議事日程（第２号）
開議（午前９時３０分）　３６
付託議案について各常任委員会の審査結果報告　３６
（総務建設常任委員会）　３６
（教育民生常任委員会）　３９
委員長報告に対する質疑　４１
（総務建設常任委員会）　４１
（教育民生常任委員会）　４１
一般質問　４１
６番（大野一行君）　４１
１番（岡本真澄君）　４８
３番（森英樹君）　５７
休憩（午前１０時５５分）　６２
再開（午前１１時０５分）　６３
１１番（宮原隆昌君）　６３
４番（小川務君）　６６
休憩（午前１１時５３分）　８０
再開（午後　１時００分）　８０
７番（鈴木美香君）　８１
２番（石井亨君）　８９
休憩（午後　２時０４分）　１０２
再開（午後　２時１０分）　１０３
９番（福本耕太君）　１０３
討論、採決　１１７
（議案第１号～議案第１２号、議案第１４号～議案第１６号）
議員の派遣　１２４
閉会中の継続調査申出　１２４
閉会（午後　３時００分）　１２５

令和８年９月17日（木曜日）午前９時30分　開　議

１、　出席議員

１番（岡本真澄君）	２番（石井　亨君）	３番（森　英樹君）
４番（小川　務君）	５番（井藤茂信君）	６番（大野一行君）
７番（鈴木美香君）	８番（福本達雄君）	９番（福本耕太君）
10番（川本貴也君）	11番（宮原隆昌君）	12番（濵野良一君）

２、　欠席議員　なし

３、　欠員　なし

地方自治法第121条による出席者

町　　長（岡野能之）	教　育　長（藤原一章）
副　町　長（山本浩司）	企画財政課長（中村友幸）
総 務 課 長（濵口浩司）	税 務 課 長（三枝恵吾）
健康福祉課長（渡辺志保）	住民環境課長（島原正喜）
建 設 課 長（赤谷　淳）	農林水産課長（塩見康夫）
商工観光課長（蓮池幹生）	会 計 課 長（鎌田亜由美）
教育総務課長（堀　康晴）	生涯学習課長（岡本高志）
企画財政課課長補佐（須浪博文）	総務課課長補佐（山口力也）

議会事務局職員

議会事務局長（須浪美香）	書記（道下　学）

議事日程　第２号

別紙のとおり

令和８年９月土庄町議会定例会議事日程（第２号）

令和８年９月１７日（木曜日）午前９時３０分 開議

第１　付託議案について各常任委員会の審査結果報告（総務建設常任委員会、教育民生常任委員会）
第２　一般質問
第３　議案第１号　土庄町印鑑条例の一部を改正する条例
第４　議案第２号　土庄町自家用自動車有償運送に関する条例の一部を改正する条例
第５　議案第３号　土庄町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
第６　議案第４号　土庄町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
第７　議案第５号　土庄町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
第８　議案第６号　土庄町子どもに対する医療費助成条例の一部を改正する条例
第９　議案第７号　土庄町ひとり親家庭等医療費支給に関する条例の一部を改正する条例
第 10　議案第８号　土庄町重度心身障害者等医療費支給に関する条例の一部を改正する条例
第 11　議案第９号　土庄町単独県費補助土地改良事業分担金等徴収条例
第 12　議案第 10 号　土庄町景観条例の一部を改正する条例
第 13　議案第 11 号　令和８年度土庄町一般会計補正予算（第３号）
第 14　議案第 12 号　令和８年度土庄町介護保険事業特別会計補正予算（第１号）
第 15　議案第 14 号　工事請負契約の締結について
第 16　議案第 15 号　工事請負契約の締結について
第 17　議案第 16 号　小豆地区広域行政事務組合規約の一部変更について
第 18　議員の派遣について
第 19　閉会中の継続調査申出について

○議長（濵野良一君）
　おはようございます。
　本日は、ご多忙のところ、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

開議

○議長（濵野良一君）
　ただ今の出席議員は 12 名であります。
　定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
　本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

付託議案について各常任委員会の審査結果報告

○議長（濵野良一君）
　これより、本日の日程に入ります。
　日程第 1、付託議案についての各常任委員会の審査結果報告を議題といたします。
　本件に関し、各委員長の報告を求めます。
○議長（濵野良一君）
　総務建設常任委員長　小川務君。
○総務建設常任委員長（小川務君）
　おはようございます。
　当委員会に付託されました一般会計補正予算及び条例関係等の議案について、9 月 10 日に委員会を開催し、審査いたしましたので、その結果について、所管課ごとに要点を報告させていただきます。
　はじめに、総務課から議案第 11 号の所管部分について、一般管理費の職員給与費は、令和 8 年度から水道企業団へ身分移管した職員にかかる退職手当引当金相当額を水道企業団に支払う費用で、全額、香川県市町総合事務組合からの退職手当普通負担金返還金を充当するとの説明がありました。
　また、総務事務費は、鹿島自治会の防犯カメラ設置にかかる費用の一部に対する助成金、自治振興費の自治振興助成金は、北山自治会の北山公民館の調理室及び廊下の床を修繕する費用の一部に対する助成金を計上しているとの説明がありました。
　次に、議案第 16 号について、小豆島町西村にある「勤労青少年ホーム」が令和 8 年 7 月 26 日の火災により使用不能となり、当該施設を解体することとなっ

たことから、地方自治法第 286 条第 1 項の規定により、小豆地区広域行政事務組合における共同処理事務の変更及び小豆地区広域行政事務組合規約の変更について、関係地方公共団体の協議が必要となったため、同法第 120 条（後ほど訂正あり）の規定に基づき、議会の議決を求めるものであるとの説明がありました。

続いて、企画財政課から議案第 11 号の所管部分について、地域公共交通活性化・再生総合事業は、小豆島オリーブバスへのバス購入に対する補助金額が確定したことに伴い、地域生活交通路線バス運行費等補助金を減額している。また、近年の物価及び燃料価格高騰の影響を受けている航路事業者を支援するため、町内の港に発着する一般旅客定期航路事業者を対象として公共交通事業継続支援金を計上している。財源として、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用するとの説明がありました。

歳入では、今回の補正による特定財源を除いた一般財源所要額は、1133 万 7 千円の増額となっており、同額を前年度繰越金により調整しているとの説明がありました。

次に、議案第 2 号について、紅葉シーズンの 11 月に増加する寒霞渓方面への観光客に対応するため、小豆島オリーブバスが 1 日乗車券の運賃を改定することから、町営バス四海線も合わせて運賃改定しようとするものとの説明がありました。

委員から「1 日乗車券は、基本的には観光客の方が利用していると思うが、住民の方が購入することはあるのか」との質問があり、執行部から「バス会社に確認したところ、乗り継ぎも含めて片道 500 円が運賃の上限となっていることから、住民の方が割高になる 1 日乗車券を購入することは想定していない」との回答がありました。

続いて、建設課から議案第 11 号の所管部分について、下水路管理費は、老朽化したマンホールの修繕費及び台風 6 号で浸水被害を受けた王子前埋め立てポンプ場の電気設備の更新にかかる経費、住宅管理費は、青門ケ丘住宅の外部改修事業において国費の配分額の増額に伴い、翌年度に予定していた工事を前倒しで実施するための経費、公共土木施設災害復旧費は、台風 6 号、7 号及び 8 号による道路、河川及び港湾被害の復旧にかかる経費を計上しているとの説明がありました。

次に、議案第 10 号について、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴い、条例の一部を改正するとのことです。

次に、議案第 14 号について、渕崎都市下水路事業　大谷ポンプ場幹線整備工事（第 7 工区）の工事請負契約を締結する。議案第 15 号は、行者原住宅建替事業 C 棟造成等整備工事の工事請負契約を締結するとの説明がありました。

委員から、王子前埋め立てポンプ場と同様の浸水リスクがある施設について質問があり、執行部からは「台風の停電でポンプが止まり、操作盤が浸水した経緯の説明があり、今後は操作盤を高い位置へ移設することで、同様の被害を受けるポンプ場はなくなる」との回答がありました。

続いて、農林水産課から議案第 11 号の所管部分について、豊島食プロジェクト推進事業は、地域おこし協力隊の人件費及び活動費について、活動見込みと着任時期に応じて減額するもの、また、農業振興事業は、県補助金の追加募集を受け、認定新規就農者から申請があった各事業の補助金を計上するとのことです。次に防災重点農業用ため池緊急整備事業は、支払い方法の変更に伴い組み替えするとの説明がありました。

水産振興事業は、昨年秋に発生した養殖カキの大量死により、経済的影響を受けたカキ養殖事業者の事業継続支援を行うためカキ種苗の購入費に対する補助金を計上するとのことです。

農業用施設災害復旧費は、台風 6 号により被害を受けた農道やため池等の修繕にかかる費用、漁港災害復旧費は、農業用施設災害復旧費と同様に、台風 6 号により被害を受けた漁港施設の修繕にかかる経費を計上しているとのことです。

次に、議案第 9 号について、当該事業は、これまで土庄町土地改良区等が事業主体となって実施していたが、昨年度末に土庄町土地改良区が解散したことに伴い、今後土庄町が事業主体となって事業を実施するため、新たに条例を制定するとの説明がありました。

続いて、税務課から議案第 11 号の所管部分について、賦課徴収事務費は、個人町民税及び法人町民税等において、修正申告などにより、還付金が例年より多く発生したことによるものとの説明がありました。

商工観光課からは、議案第 11 号の所管部分について、地域雇用活性化事業の特定地域づくり事業推進補助金は、現在、小豆島町のオリーブナビに事務所がある島ワーク派遣事業協同組合をとのたる館へ移転するために要する費用、また、エンジェルロード公園運営事業は、エンジェルロードの浜に抜ける通路の水溜り解消のための整備工事費を計上しているとの説明がありました。

以上、当委員会に付託されました議案については、審査の結果、全ての案件について原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で総務建設常任委員会へ付託された審査内容の報告を終わります。

○総務建設常任委員長（小川務君）

すいません。1 点訂正させていただきます。

総務課の部分で、「関係地方公共団体の協議が必要となったため、同法第 290

条の規定に基づき」が正しい言葉になります。改めて訂正させていただきます。失礼いたしました。

○議長（濵野良一君）
　教育民生常任委員長　福本達雄君。
○教育民生常任委員長（福本達雄君）
　おはようございます。
　当委員会に付託されました一般会計補正予算、特別会計補正予算及び条例関係等について、9 月 10 日に委員会を開催し、審査いたしましたので、その結果について、所管課ごとに要点を報告させていただきます。
　はじめに、教育総務課から議案第 11 号の所管部分について、教育振興事業は、土庄中学校・豊島中学校が中高連携アントレプレナーシップ教育推進事業のモデル校に選ばれたことに伴う取り組みに関する費用、奨学資金貸付事業は、奨学金返還 U ターン支援補助金の対象者増による費用、中学校運営事業は、会計年度任用職員の通勤費を計上していると説明がありました。
　委員から、中高連携アントレプレナーシップ教育推進事業の先進地視察について質問があり、執行部から「視察地については、山陰や愛媛県などを考えている」との回答がありました。また、奨学金返還 U ターン支援補助金が増額となった要因についての質問に、学校卒業後 1 年間の返還猶予があったが、これを待たず返還を始めた方への対応であるとの説明がありました。
　続いて、議案第 3 号は満 3 歳以上限定小規模保育事業の創設、児童対象性暴力等の防止に関する措置、理学療法士等を保育士とみなすことができるなどの規定に関して、議案第 4 号は児童対象性暴力等に関して、議案第 5 号は満 3 歳以上限定小規模保育事業等に関して、国の法令改正に伴い条例を改正するものであるのとの説明がありました。
　委員から、理学療法士等が保育に従事することや児童対象性暴力等に関して条例で規定することによる影響について質問があり、執行部から「理学療法士等については、障がい児の受入れが増加しており支援の充実を図るものであること、児童対象性暴力等に関する規定については、犯歴がある者を一定期間保育に携わらないようにすることで子どもを守るものである」と説明がありました。
　続いて、生涯学習課から議案第 11 号の所管部分について、文化財保護事業は、台風 6 号により石積の一部が崩落した町指定文化財である「富丘八幡神社の桟敷」の修繕にかかる経費の一部を補助するための費用を計上しているとの説明がありました。
　大坂城残石記念公園維持管理費は、取得した駐車場用地を整備するための工

事費であるとの説明がありました。
委員より駐車場整備工事における費用対効果について質問があり、「有利な財源の活用で負担を抑えつつ、将来の魅力ある拠点づくりという長期的なメリットを生み出すことから、費用対効果があると考えている」との回答がありました。
続いて、健康福祉課から議案第11号の所管部分について、民生委員活動費は、県負担金の交付基準の増額、また、民生委員の業務増加等に伴う費用であるとの説明がありました。行旅死亡人取扱費は、2件の身元引受人が不在の死亡者が発生したことによる費用、いこいの家維持管理費は、台風6号による吉ケ浦いこいの家の修繕費、豊島歯科診療所維持管理費は、建物の老朽化による修繕費を計上しているとの説明がありました。
委員から、行旅死亡人の件数と1件当たりの費用について質問があり、執行部から「令和元年以降、身元引受人不在者は9件、行旅死亡人は0件で、1件当たりの費用は13から14万円程度である」との回答がありました。
次に、議案第12号 介護保険事業特別会計補正予算について、「いきいき100歳体操」に必要な物品の購入費、また、前年度に概算交付された国・県負担金、支払基金交付金の精算による返還金で、財源として繰越金を充当するとの説明がありました。
次に、議案第6号から第8号について、医療法等の一部改正により、法人の名称が改正されることに伴い、土庄町子どもに対する医療費助成条例、土庄町ひとり親家庭等医療費支給に関する条例及び重度心身障害者等医療費支給に関する条例の一部を改正するとの説明がありました。
続いて、住民環境課から議案第11号の所管部分について、国民年金事務費は、国民年金法の改正により、第1号被保険者の育児期間中における保険料免除措置が開始されることに伴い必要となるシステム改修の委託料であり、全額、国庫補助の対象であると説明がありました。
改良住宅維持管理費は、小海浜住宅、家浦住宅、渕崎住宅の雨漏りやトイレ設備の故障による修繕費とのことです。
次に、議案第1号は、国において「出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律」が施行されることに伴い、外国籍の希望者を対象に、マイナンバーカードと一体化した「特定在留カード」及び「特定特別永住者証明書」が新たに創設される。本町において、マイナンバーカードと同等の機能を備えるこれらのカードを利用し、暗証番号の入力を経て印鑑登録証明書の発行を可能とするため条例を改正するものと説明がありました。
委員から「「特定在留カード」及び「特定特別永住者証明書」が必要な方はいるのか」と質問があり、執行部から「日本に住所を置いている外国籍の方が希

望すれば発行するものであり、現在、交付を希望する方はいないが、今後、転入等により希望する方が出てくる可能性がある」との回答がありました。
以上、当委員会へ付託されました議案については、審査の結果、全ての案件について原案のとおり可決すべきものと決しました。
以上で、教育民生常任委員会へ付託された審査内容の報告を終わります。

○議長（濵野良一君）
これをもちまして、各常任委員会の審査結果報告を終わります。

委員長報告に対する質疑

○議長（濵野良一君）
これより、各常任委員長より報告のありました件を議題といたします。
総務建設常任委員長の報告について、質疑を行います。
質疑のある方は、ご発言願います。
（発言者なし）
○議長（濵野良一君）
ないようでございますので、総務建設常任委員長の報告についての質疑は、これをもって終了いたします。

○議長（濵野良一君）
教育民生常任委員長の報告について、質疑を行います。
質疑のある方は、ご発言願います。
（発言者なし）
○議長（濵野良一君）
ないようでございますので、教育民生常任委員長の報告についての質疑は、これをもって終了いたします。

一般質問

○議長（濵野良一君）
日程第2、一般質問を行います。
なお、答弁につきましては簡潔・明瞭に答弁いただきますよう、よろしくお願いいたします。
質問の通告がありますので、順次発言を許します。
○議長（濵野良一君）

6番　大野一行君。
○6番（大野一行君）
6番、大野です。
最近、さまざまな災害が各地で起きています。7月には、熊本大地震がありました。
以前にも質問していますが、再度、災害対策について問います。
土庄町では現在、災害対策として、2カ所の盛り土工事が完成しています。高校跡地、さくら公園です。さくら公園には、災害用トイレが新設されます。第2グラウンドの嵩上げ工事も行われています。
1つ目の質問に入ります。
一時避難所として、公民館等が準備されています。避難時の食糧についての詳細を伺います。
○議長（濵野良一君）
総務課長　濵口浩司君。
○総務課長（濵口浩司君）
大野議員のご質問にお答えいたします。
指定避難所等の食糧確保は、島しょ部という地理的条件も踏まえ、発災直後の命と健康を守る上で極めて重要な課題であると認識しております。本町におきましては、県の備蓄マニュアルに基づき、各避難所における食糧や飲料水の備蓄を進めております。
備蓄する食料は、発災直後には調理設備や燃料が不足することを踏まえ、アルファ米など水や燃料をなるべく必要とせず、長期保存が可能なものを基本としております。また、乳幼児のいる避難者への対応として粉ミルクを備蓄するほか、食料アレルギーをお持ちの方への配慮として、主要な特定原材料に対応した食料の備蓄にも努めております。物資供給の流れといたしましては、発災1日目を自助・共助による備蓄で賄い、2日目・3日目を町と県による現物備蓄および民間事業者との協定に基づく流通在庫の活用で賄い、4日目以降は国や他自治体からの救援物資へとつなぐという段階的な体制をマニュアルに定め、継続的に取り組んでおります。
なお、各家庭内備蓄として町民の皆さまには最低3日分、できましたら1週間分の食糧と飲料水の確保をお願いしているところでございます。以上でございます。
○議長（濵野良一君）
大野一行君。
○6番（大野一行君）
詳しくご答弁いただきました。
2つ目の質問です。

避難が長期に及ぶ場合の対策、対応を伺います。
○議長（濵野良一君）
濵口課長。
○総務課長（濵口浩司君）
大野議員の2点目のご質問にお答えいたします。
大野議員のご指摘のとおり、南海トラフ地震をはじめとする大規模災害時においては、避難が長期に及ぶことも想定されます。
島しょ部という地理的条件から、大災害が発生し、陸上・空輸網に影響が生じた場合、本土からの物資供給や支援部隊の到着に一定の時間を要する「孤立の懸念」を抱えております。また、避難生活が長期化すれば、避難所の環境悪化に伴うエコノミークラス症候群や感染症などの健康二次被害や、要配慮者の心身への負担増大が強く懸念されます。
今後の対応といたしましては、食料や水だけでなく、ダンボールベッド、パーティション、簡易トイレなど「避難所の質」を向上させる資機材等の備蓄を計画的に進めるほか、島内事業者との連携をはじめとした広域的なサプライチェーンの多重化を図り、物資が途絶えない仕組みの構築に向けた取り組みを推進してまいります。
また、避難所の開設・運営は町職員・施設管理者・地域住民の3者が協働して行うことを基本としつつ、避難所において誰もが迷わず行動でき、避難者自体も主体的に役割を担えるよう、とるべき避難行動の指標をカード化したアクションカードの作成にも取り組んでまいりたいと考えております。
○議長（濵野良一君）
大野一行君。
○6番（大野一行君）
例えば、道路の倒木等で通行不可の場合の対応を伺います。
○議長（濵野良一君）
建設課長　赤谷淳君。
○建設課長（赤谷淳君）
大野議員の再質問にお答えいたします。
災害時に倒木や土砂崩れ等において、道路が塞がれた場合の対応ですけど、まず、県が管理する国道、県道につきましては、香川県と建設業協会が締結している協定に基づきまして、道路上の障害物の撤去など、応急対策を行う体制がすでに構築されております。
一方、町道につきましては、状況に応じて地元業者へ対応を依頼するほか、簡単な案件であれば町職員が対応するなどしております。以上でございます。
○議長（濵野良一君）

大野一行君。
○6 番（大野一行君）
わかりました。
それでは、3 番目に移ります。
あってはなりませんが、小規模火災等の被害者の住み家の対策について伺います。
○議長（濵野良一君）
赤谷課長。
○建設課長（赤谷淳君）
大野議員のご質問にお答えいたします。
災害時には、火災や倒壊などにより住居を失う方が出てくることも想定されております。
本町では、災害時等の備えとして常時確保している住戸はございませんが、自力での住居確保が困難な被災者に対しまして、まずは、管理する公営住宅の空き室を活用できるよう調整してまいりたいと考えております。
法令に基づく入居者の資格確認は必要ではありますが、次の住まいが見つかるまでの一定期間、最優先で住居の提供に努めていきたいと考えております。以上でございます。
○議長（濵野良一君）
大野一行君。
○6 番（大野一行君）
さまざまな対策がなされていますが、今後も安全安心なまちづくりを、お願いを申し上げて、次の質問に移ります。
2026 年度、都道府県魅力度、満足度ランキング 1 位に香川県がなっています。選ばれました。
以前にも関連質問していますが、観光行政について問います。
1 つ目です。宿泊施設が減少しています。観光客は増えている様子です。特に若い方々、台湾の方々が数多く来島されています。
宿泊施設が足らないことで観光行政、土庄行政にどのような影響があるのか、課長のご認識を伺います。
○議長（濵野良一君）
商工観光課長　蓮池幹生君。
○商工観光課長（蓮池幹生君）
それでは、大野議員のご質問にお答えいたします。
宿泊施設の減少は、観光地の魅力や経済効果に多大な影響を及ぼします。ご指摘のとおり、観光庁の「観光交流人口増大の経済効果」データを見ても、国

内旅行者一人当たりの消費額は、宿泊旅行が 6 万 3253 円であるのに対し、日帰り旅行は 1 万 9027 円と大きな差があります。また、訪日外国人旅行者の 1 人 1 回当たり旅行支出は 21 万 2764 円に上り、宿泊を伴う旅行がいかに経済効果を生み出すかが明確に示されております。

宿泊施設が減少することは、単に収容能力が低下するだけでなく、観光客の滞在期間短縮や周遊意欲の減退を招き、結果として観光による経済波及効果が大幅に縮小される可能性がございます。また、消費活動の減少は税収の減少のみならず、宿泊施設や関連する飲食業、小売業、交通機関など、広範な産業における雇用機会の損失につながることも懸念されております。

また、宿泊客の減少に伴う日帰り客の増加により、日中の限られた時間帯や特定地観光地に人や車が集中することは、観光客の満足度の低下を招くだけでなく、まちのインフラなど環境負荷の増大を引き起こす可能性も懸念されます。

また、宿泊施設の多様性が失われることは、観光客の選択肢を狭め、競争力の低下を招き、小豆島ならではの体験型観光の機会の喪失にもつながります。そのことが観光客の満足度やリピーター率の低下を招き、「観光の島」としてのブランドイメージを損なうといった懸念があるというふうに考えております。よろしくお願いします。

○議長（濵野良一君）

大野一行君。

○6 番（大野一行君）

課長のおっしゃるとおりだと思います。今後も持続可能な観光地を目指していただきたいと思います。

2 つ目の質問に入ります。宿泊施設の減少に行政の対応、対策を伺います。

○議長（濵野良一君）

蓮池課長。

○商工観光課長（蓮池幹生君）

大野議員のご質問にお答えいたします。

宿泊施設の整備は、行政が直接手掛けるものではございませんが、国をはじめとする各種の補助制度や融資制度を活用し、本町といたしましても積極的に支援をしているところでございます。

2023 年度には、観光庁の補助事業である「地域一体となった観光地・観光産業の再生・高付加価値化事業」の採択を受け、ホテルなど島内の多くの宿泊施設が大規模な改修等を行いました。

また、総務省の「ローカル 10000 プロジェクト」では、異業種からの宿泊施設参入もみられ、町も事業費の 6 分の 1 を補助し、令和 7 年度には町内で 2 件の宿泊施設がオープンしております。

同じく令和 7 年度には、土庄町が内閣府の「地方創生 SDGs 課題解決モデル都市」の選定を受け、観光誘客に関わる中長期的な視点からの計画を策定しており、今後、複数の民間企業による島内宿泊施設の充実につながっていくものと期待しているところであります。

なお、県に対しては、町長自らが、香川県の企業誘致施策において、助成措置の対象外であった「単体の宿泊施設」を助成措置の対象とするよう強く要望しているところであります。

そのほか、民間事業者などから宿泊施設の建設等について相談があった場合には、町といたしましても、各種の補助制度や融資制度の紹介や活用をはじめ、適地の検討や諸手続きに積極的に協力しております。以上であります。

○議長（濵野良一君）

大野一行君。

○6 番（大野一行君）

大変わかりやすい説明を、答弁をいただきました。

3 番目の質問です。観光行政は、官民協力して成り立っています。民泊施設に行政がどのような支援、対策が出来うるのか伺います。

○議長（濵野良一君）

蓮池課長。

○商工観光課長（蓮池幹生君）

大野議員のご質問にお答えいたします。

民泊事業につきましては、平成 30 年 6 月にスタートしました「住宅宿泊事業法」いわゆる民泊新法によりまして、手続きが簡略化され、設備要件につきましてもハードルが低くなるなど、新規参入しやすくなったことはご承知のとおりだと思います。

現在、商工会や香川県よろず支援拠点と連携し、民泊事業者を含む地域の民間事業者には、単なる相談業務だけでなくてですね、創業・事業拡大に関連する補助金制度の活用に関する伴走支援など、極めて実効的な支援を行っており、今後も連携を強化していく予定です。

また、空き家バンク登録住宅事業所整備補助事業におきまして、空き家バンクに登録された空き家を購入し、宿泊施設など事業所として利活用するための改修費用に対して補助しております。

民泊事業につきましては、大阪府など都心部においては、やはり騒音やゴミ出しなどのトラブルにより、特区民泊の見直しが行われるなどしておりますが、小豆地域においては、現在のところ、そうしたトラブルは起こっておらず、宿泊施設の確保のためには、適切な運営の下での民泊やゲストハウスなどの促進も図っていく必要があると認識しておりまして、多様な宿泊形態の一つとして、

引き続き官民が連携・協力して観光客の受入れ環境の充実に努めてまいります。以上でございます。
○議長（濵野良一君）
大野一行君。
○6 番（大野一行君）
今後も引き続いて今の観光行政、継続していただきたいと要望しまして、次の質問に移ります。
子ども食堂について質問します。
1 つ目です。現在の土庄行政の支援の詳細を伺います。
○議長（濵野良一君）
健康福祉課長　渡辺志保君。
○健康福祉課長（渡辺志保君）
大野議員のご質問にお答えいたします。
土庄町では、子ども食堂を実施している、一般社団法人 小豆島子ども・若者支援機構に対して、令和 6 年度から、年間 12 万円の補助を行っています。
これに加え、物価高騰に対する支援として、国の重点支援地方交付金を活用し、令和 5 年度に 10 万円、令和 7 年度に 20 万円の補助を実施いたしました。
また、国、県、民間団体が実施する補助制度や企業による食品寄贈など、子ども食堂の活動に資する情報を速やかに提供しております。以上でございます。
○議長（濵野良一君）
大野一行君。
○6 番（大野一行君）
現在、諸物価の高騰の折、支援額を増やす必要があるかと思いますが、行政の考えを伺います。
○議長（濵野良一君）
渡辺課長。
○健康福祉課長（渡辺志保君）
大野議員の 2 つ目のご質問にお答えいたします。
物価高騰が続く中で、子ども食堂が食材費をはじめとする運営費等の負担増に直面していることは認識をしております。また、食材の確保についても、ご苦労されながら工夫を凝らし、事業運営に取り組んでいただいていることも伺っております。
補助額の増額につきましては、物価高の影響を考慮するとともに、事業の継続性や公平性の観点から、より実態に即した支援となるようにしなければなりません。そのため、利用実績、今後の利用計画、運営状況といった詳細な情報をご提出いただき、必要に応じて聞き取りなども実施した上で、来年度の補助

額について精査をしてまいりたいと考えております。
　引き続き、国の重点支援地方交付金等の積極的な活用も含め、子ども食堂の持続可能かつ安定的な運営を支援してまいりたいと考えております。以上でございます。
○議長（濵野良一君）
　大野一行君。
○6 番（大野一行君）
　ありがとうございます。
　子ども食堂は、数多くの土庄町の子どもたちの支援をしておられる。
　担当課長として、子ども食堂をどう捉えられておられるのか、お尋ねします。
○議長（濵野良一君）
　渡辺課長。
○健康福祉課長（渡辺志保君）
　子ども食堂は食事の提供だけでなく、安心できる居場所や交流機会の提供、さらには虐待やネグレクト等の課題を抱える子どもの発見と相談窓口への橋渡しといった多面的な役割を担っていると認識しております。
　また、食育の観点からも、子どもたちが栄養バランスのとれた食事を通じて、食への関心を高め、健全な食生活を身につける場としても重要な意義があると考えております。以上でございます。
○議長（濵野良一君）
　大野一行君。
○6 番（大野一行君）
　大変ご理解のある答弁をいただきました。
　今後も、子ども食堂を見守っていただきたいとお願い申し上げて、私の質問を終わります。

○議長（濵野良一君）
　1 番　岡本真澄君。
○1 番（岡本真澄君）
　1 番、岡本真澄です。
　部活動の地域展開について質問させていただきます。
　令和 6 年 3 月、令和 7 年 3 月定例会におきまして、私は教職員の働き方改革についての質問の中で、当時の部活動の地域移行についてお聞きしました。
　国の方では、令和 5 年度から 7 年度、改革推進期間いわゆる準備期間とし、前教育長よりも「できる部活動から前に進める」とのご答弁をいただいておりました。

現在は「地域移行」という名称が、学校と地域が相互にパートナーとして連携協働し、地域全体で子どもたちの活動の場を広げて支えていく「地域展開」という呼び名へ変わりました。

また、令和8年度から10年度を改革実行期間前期とし、休日は原則すべての部活動で地域展開し、平日も推進、令和11年度から13年度を改革実行期間後期とし、中間評価を経て、本格展開をするとの国の方針が出ておりますが、都会と地方とでは、受け皿となるスポーツクラブの数自体も大きな差があります。

今年度からが、今までの体制から新しい体制と変わる過渡期ということもあり、現段階で土庄町のみならず、全国的にも問題点が挙がっております。

実際に地方で地域展開が可能なのか、指導員を確保できるのか、少子化に伴う活動可能な部活動はどうなっていくのか。

保護者の負担増など、生徒や保護者、教師や指導者の目線からは、さまざまな指摘が挙げられているように、ニュースや新聞などからも見受けられます。

そこでお伺いいたします。

少子化に伴うチーム数の減少で、島外への部活動の遠征、公式戦や練習試合にかかる交通費が増加し、今後においても、保護者の金銭的負担増が懸念されます。

島の子どもたちが家庭の状況に左右されず、部活動や地域クラブで等しく挑戦できるよう、体験機会の格差を防ぐための交通費支援など、公的支援の現状やあり方についてのお考えを教えていただけるでしょうか。

○議長（濵野良一君）

教育総務課長　堀康晴君。

○教育総務課長（堀康晴君）

岡本議員のご質問にお答えいたします。

土庄町は島しょ部という地理的条件から、生徒が島外での大会や練習試合に参加する際、フェリー運賃や交通費などの負担が、他地域に比べて大きくならざるを得ないことは承知しております。

これまでも、県大会、四国大会、全国大会等への出場に際しては、交通費、宿泊費、荷物の輸送費等の補助を行ってまいりました。

今後、少子化等に伴い、部活動の合同チームや地域クラブチームが増えてくることが考えられる中で、児童生徒の活動機会を担保していくために、補助対象範囲や上限額など、支援体制のあり方を研究してまいりたいと考えます。以上でございます。

○議長（濵野良一君）

岡本真澄君。

○1番（岡本真澄君）

では、練習試合についてはどうでしょうか。
○議長（濵野良一君）
堀課長。
○教育総務課長（堀康晴君）
岡本議員のご質問にお答えいたします。
練習試合につきましては、現在のところ補助はいたしておりません。
部活動によりまして、遠征先それから遠征回数、これらに差があることを考えますと、やはり公平性、こちらの方を公的支援を行う以上は考えなければいけないと、そのように考えまして、現在は補助をしていないという判断を下しております。以上でございます。
○議長（濵野良一君）
岡本真澄君。
○1 番（岡本真澄君）
確かに課長がおっしゃられるようにすべての練習試合までの補助は、文化部もございますので、難しい事情はわかります。
しかしながら、保護者負担の増加は、遠征回数の減少による生徒の向上心の低下、衰退へとつながっていくと思われますし、土庄町教育基本大綱の理念でございます「豊かな心と体を育み、歴史と文化を大切にするまちづくり」と照らしても、費用を理由に、試合などの体験や経験の機会を諦めざるを得ない子どもが出ることは、部活動や地域クラブを通して、子どもたちの心と体を豊かに育む教育の機会均等の観点からも問題ではないでしょうか。
例えばですが、公式戦におきましては、国の推進事業や県の補助金などを活用できるのであれば、ぜひそちらを充てていただき、一方で、これまで行政の支援が届いていない保護者の負担となっている、練習試合の遠征費などについて、町として新たに公的支援をしていただくことや、公的補助のある地域クラブ活動の認定制度を推進するなど、お考えいただけないでしょうか。
○議長（濵野良一君）
堀課長。
○教育総務課長（堀康晴君）
岡本議員のご質問にお答えいたします。
議員のご懸念は最もなことでございまして、教育委員会としましても、非常に危惧をしておるところでございます。
昨年、一昨年と、土庄中学校の部活動の中には全国大会に出場するようなチームもございまして、われわれとしても非常に喜ばしい成果であったと思っております。
しかしながら、今後このように継続することは、厳しいのではないかとその

ように思っております。
　そういう中で、生徒の減少、遠征の減少による経験不足といいますのは、大きなハンディキャップになっていくものと思われます。
　生徒たちに練習の成果を出す機会、スキルアップを促す機会、これらの確保は非常に重要だと考えておりますので、今後どういう支援ができるか、しっかりと考えていきたいと考えます。以上でございます。
○議長（濵野良一君）
　岡本真澄君。
○1 番（岡本真澄君）
　はい。ありがとうございます。
　非常に前向きなお返事ありがとうございます。
　今まさに手探りの過渡期ですから、やりながらですね、新しい課題が出てくるのは当然だと思っています。
　だからこそ、その都度現場の声を聞いて、試行錯誤しながら柔軟に支援の形を変えていく姿勢が大切かと考えます。
　では、教育長にお伺いいたします。今後の部活動、生徒への支援をどのようにお考えでしょうか。お聞かせください。
○議長（濵野良一君）
　藤原教育長。
○教育長（藤原一章君）
　岡本議員の質問にお答えします。
　これまで、この島土庄町の子どもたちが、地域の方々や教員の指導のもと、頑張って、全国大会や各種のコンクールで成果を上げてきています。
　また、子どもたちにとって、スポーツや文化面での経験ややりがいが、本当に生きがいにつながる、また進路の選択につながると思っております。
　今後もこの子どもたちが成果を出せるように、支援をしていきたいと思っておりますし、この島という地理的条件や保護者の経済的な面がハンデにならないように支援をしていきたいと思っております。
　まずは、公式大会の出場については、今後もきちっと支援を続けていきたい。
　先ほどから出てきております、練習試合についても、何らかの支援ができないか、前向きに検討したいと思っております。
　地域クラブの認定の面とかさまざまな課題はありますが、関係者の声を聞きながら進めていきたいと思っております。以上です。
○議長（濵野良一君）
　岡本真澄君。
○1 番（岡本真澄君）

ありがとうございます。
生徒の活動が制限されないように、対応を今後もお願いいたします。
それでは次の質問に移ります。
本年 5 月 6 日に福島県の磐越自動車道で遠征中の高校生を乗せたバスの大変痛ましい事故がございました。
報道では、運転していた男性が 2 種免許を持っていなかったこと、車両が貸切バスではなく、レンタカーであったこと、過去にも同じ高校名義で複数回レンタカーが、借りられていたことなどが明らかとなっております。
学校側とバス会社の説明にも食い違いがございまして、誰がどのような責任を負うのか、学校の安全配慮義務はどうなのか、損害賠償額など問題が多々あるように思われます。
そこでお伺いいたします。本町の安全管理体制の実態と、保護者の負担軽減及び安全な移動の確保に向けた、町有バスの有効活用について、練習や試合時における送迎バスの確保と安全対策をどのようにされているかをお願いいたします。
○議長（濵野良一君）
堀課長。
○教育総務課長（堀康晴君）
岡本議員のご質問にお答えいたします。
部活動の練習は、通常、中学校の体育館や運動場及び小学校の体育館を利用しているところですが、部員の減少に伴う小豆島中学校との合同チームも増えつつあり、現在は、野球、男子バレー、剣道部が、合同チームとして小豆島町の施設で練習、活動を行っております。小豆島町内施設での合同練習には、今のところ、保護者等に送迎をお願いしているところですが、練習場所や時間、送迎方法について両町で協議を行い、スクールバス等の運行等も検討してまいりたいと考えております。
次に、島外での試合等におきましては、安全管理を図るため、できる限り公共交通機関を利用するか、校長の承認を得て、営業自動車を借り上げるよう指導をしています。その場合、日程、行程、事故発生時の補償内容等について事前確認を行い、引率を行う教員は、当該車両に同乗し、シートベルトの着用、生徒の体調不良等に目を配ることで、安全管理の徹底に努めております。以上でございます。
○議長（濵野良一君）
岡本真澄君。
○1 番（岡本真澄君）
安全管理を徹底していただいているということは確認できました。引き続き

お願いいたします。
　先ほどの質問と重なりますが、まず、バスの借り上げは保護者負担が大きくなると思われますが、いかがでしょうか。
○議長（濵野良一君）
　堀課長。
○教育総務課長（堀康晴君）
　岡本議員のご質問にお答えいたします。
　おっしゃるとおり、バスの借り上げの費用は非常に大きなものとなっております。
　そのため、練習試合の相手の選択、こちらも工夫が必要だと思っております。
　電車や路線バスで行けることやジャンボタクシーを利用するなどの工夫をすること、こういったことで対応することが必要ではないかと思っております。以上でございます。
○議長（濵野良一君）
　岡本真澄君。
○1 番（岡本真澄君）
　島からですね、マイクロバスに乗って遠征をする場合は、保護者が運転すれば費用があまりかからないように思われますし、本町でも小豆島中学校との合同チームが増えている中、現在も保護者のボランティア送迎に頼っている状況でございます。
　しかし、個人の運転に頼り切ってしまうことや、万が一の事故の責任を考えると、保護者に委ねる今のやり方には限界があるとも考えられますが、この点いかがでしょうか。
○議長（濵野良一君）
　堀課長。
○教育総務課長（堀康晴君）
　岡本議員のご質問にお答えいたします。
　安全確保こちらが適切に行われている場合は、校長が承認すればマイクロバス等の遠征こちらも可能とはしております。
　しかしながら、保護者の承諾、あるいは万が一の事故、こちらに対する責任の所在、これらを考慮した場合には、営業自動車会社に依頼をすべき、していただきたいと考えております。以上でございます。
○議長（濵野良一君）
　岡本真澄君。
○1 番（岡本真澄君）
　はい。ありがとうございます。

現在ですね、国土交通省文部科学省からの通知でも、スクールバスや町有バスを地域クラブの送迎に無償運送として柔軟に活用することが強く推奨されております。

教育委員会で議論していただいているとは思いますし、また法的な基準が整っているわけですから、引き続き協議検討しますで終わらせず、PTA や実際に送迎に悩む当事者の保護者の方々の声を聞くなどですね、安全の確保と負担軽減の両立も、現場の声を聞きながら試行錯誤して作っていくしかないと考えられます。

子どもたちの安全な移動環境の確保に向けての教育長のお考えをお聞かせください。

○議長（濵野良一君）

藤原教育長。

○教育長（藤原一章君）

岡本議員の質問にお答えします。

子どもたち、関係者の安全確保が何よりも大切であるということはわかっておりますし、と同時に、保護者の負担軽減についても、大変重要であると理解をしております。

さまざまな検討を重ねていく上で、まずは小豆島町との合同チーム等について、スクールバスの運行等がどこまでできるか、その辺のところを検討を重ねてまいりたいと思っております。

部活動地域展開連絡協議会、それから学校、それから PTA 関係者の声を聞きながら進めていきたいと思っております。

○議長（濵野良一君）

岡本真澄君。

○1 番（岡本真澄君）

はい。ありがとうございます。

できる限り保護者の負担を軽減することと、安全確保をお願いいたします。

最後にですね、指導者の確保と育成支援についてお伺いをいたします。地域展開を担う指導者の確保状況と、動画研修、e－ラーニング等を活用した研修、相談体制、将来的な資格取得を含めた伴走体制についてどのようにお考えかお願いいたします。

○議長（濵野良一君）

堀課長。

○教育総務課長（堀康晴君）

岡本議員のご質問にお答えいたします。

部活動指導員については、土庄町スポーツ協会に所属している各スポーツ団

体からの推薦、あるいはその部活動に加入している生徒又は保護者からの推薦を受け、校長が承認した場合に登録できるとしています。現在のところ、8 競技 15 の運動部活動と 1 文化部活動において 19 名の指導員が登録をされておりますが、現在はまだ不足している状況です。

本年 6 月 8 日に開催した土庄町部活動第 1 回推進委員会においては、指導員増員の呼びかけを行いました。今後、平日での部活動指導を進めるうえで、指導員の確保は重要であり、確実に進めていきたいと考えています。また、委員会では、年間を通して指導方法や注意点などの研修を適宜設け、指導員の育成支援を実施しているところです。他市町では、研修にeラーニングを活用しているケースもありますが、本町では、研修会等の全体研修を通して、指導員としての資質能力を高めていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（濵野良一君）

岡本真澄君。

○1 番（岡本真澄君）

本年度新しく指導員になられた方はおられますか。

○議長（濵野良一君）

堀課長。

○教育総務課長（堀康晴君）

新しく 2 名が登録されております。以上でございます。

○議長（濵野良一君）

岡本真澄君。

○1 番（岡本真澄君）

保護者の声を聞きますと、専門知識を持つ外部指導者に技術を教えて欲しいという期待がある一方で、普段のですね、子どもたちの様子を知っている教員が関わってくれると安心するという声もあります。

島という限られた環境の中で、この両方を満たすためには、外部指導者の確保に加えて、希望する教員の兼職兼業につながる制度づくりが必要かと思います。

現在の状況を踏まえ、サポートや環境づくりをさらにどのように推し進めていかれるのかお考えをお聞かせください。

○議長（濵野良一君）

堀課長。

○教育総務課長（堀康晴君）

岡本議員のご質問にお答えいたします。

部活動の地域展開を推し進めていく上で、より一層、部活動指導員に積極的に関わっていただきたいとそのように考えております。

普段学校生活で関わっている教員や、意欲的に指導したいと考えている教員に、引き続き指導を続けてもらうためには、兼職兼業の制度づくり、こちらが重要となります。

部活動、地域展開、コーディネーターを中心に、スポーツ協会、文化協会と連携をとり、教員の声を積極的に取り入れながら、制度づくりに取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（濵野良一君）

岡本真澄君。

○1 番（岡本真澄君）

はい。ありがとうございます。

昨年までですね、部活動の地域展開を担当されていました教育長から、今後の土庄町の部活動の地域展開についての見通しや問題点をあればお願いいたします。

○議長（濵野良一君）

藤原教育長。

○教育長（藤原一章君）

はい。岡本議員の質問にお答えします。

令和 5 年より、学校関係者、保護者に子どもも含めてですね、アンケートを取り説明会を行ってきました。

また、町内のスポーツ協会、文化団体に説明をして協力を促し対応してきました。

その結果、部活動指導員を採用して支援をしてきているわけですが、なかなか数としては、十分とは言えません。

しかし、町内の子どもたちが、やっぱり自分がやりたいスポーツそれから文化活動について希望が叶えられるように、地域全体で支えていくために、この部活動地域展開は、とても重要だと考えております。

やはり課題としましては､第 1 に部活動指導員がまだ足りておりませんので、ぜひスポーツ団体、文化団体にも協力を仰いで、増員したいと考えています。

それから、2 点目は、やっぱり先ほどから出ておりますが、経済的な支援で子どもたちや保護者が困らないように、支援をしていきたいと思っておりますが、これに関しましては、町単独ではなかなか限界がありますので、国、県の補助制度をどこまで使えるかきちっと考えていきたいと思っております。

3 点目はやはり子どもたちの数の減少に伴うチーム数の減少とかに対しての対応ですが、これはやっぱり小豆島町を中心に他の市町と協力をしながら、合同チームとか、そういうチームづくりを考えてやっていきたいと思っております。

プラスの面としまして、土庄町で頑張っておられる教員の方で、大変まだやる気があるとか、それから本当に指導力の高い先生方がたくさんいますので、そういう先生方の力は、ぜひ今後も生かしたいと思っています。

そのためには、この土庄町なりの兼職兼業のあり方、その組織づくりがとても重要かなとは考えております。

また、子どもたちがやっぱりこの島、この土庄町の子どもたち自体が、本当にポテンシャルが高いし、素直な子どもたちが多いので、その子どもたちの良さをますます生かせるような取り組み、あるいは指導体制を考えていきたいと思っております。

いずれにつきましても、部活動地域展開推進協議会、それから学校、それから保護者の声を聞きながら進めたいと思っております。以上です。

○議長（濵野良一君）

岡本真澄君。

○1番（岡本真澄君）

はい。ありがとうございます。

町としても独自の持続可能な形を模索して試行錯誤を重ねられておられること、昨年まで現場の第一線で頑張っておられたその地域展開を担当されてきた教育長だからこそ、今後の見通しや課題、そして子どもたちや指導者に対する熱い思いもわかりました。

ぜひですね、今後も子どもたちのために、よりよい地域づくりのためにも、持続可能な形になるようにお願いし、私の質問を終わります。

○議長（濵野良一君）

3番　森英樹君。

○3番（森英樹君）

3番、森英樹でございます。

今回の質問でございますけども、テレビの難視聴地域における情報格差の解消と今後の対応についてということで質問させていただきます。

テレビの放送が、アナログ放送からデジタル放送に移行しましたのが、2011年、平成23年7月でございまして15年を経過しております。

私は、令和5年9月議会において、テレビの難視聴地域における共同施設の老朽化や、将来的な維持管理について質問いたしました。

その際、町からは、インターネットテレビを含めたさまざまなテレビ視聴方法について、考えていく必要があること、また、国の調査結果などを踏まえ、共同受信組合の情報提供を行っていくという答弁をいただいております。

それから3年が経過いたしまして、私の地区においても、共同受信施設の老

朽化が進んでおります。デジタルへの移行が 15 年ですので、その前に設備をいたしまして共同受信施設を今も使っておりますけれども、テレビの視聴環境は 3 年前と比べて大きな変化はございません。

これまで地域が協力して設備を維持してきましたが、人口減少や高齢化などを考えると、将来的には、地域だけで設備を維持、更新していくことが難しくなることは考えられます。

また、テレビは単なる娯楽だけでなく、特に高齢者にとっては、ニュースや天気、行政情報、そして近年の異常気象、思い浮かべるのは 7 月の熊本地震、8 月の千葉県の線状降水帯による水害、車がぷかぷか浮いているとか、多くの情報を得るための大切な手段でもあります。

平成 5 年の質問から 3 年を経過した現在の状況と、これからの対応について町の考えをお伺いしたいと思います。

まず質問ですが、3 年前の質問からその後の取り組みについてお伺いしたいと思います。令和 5 年 9 月当時、共同受信組合宛の施設の現状について、国から調査を実施しているところだと答弁をいただきました。その調査結果について教えていただきたいと思います。

また、それ以降、テレビの難視聴地域について、町としてどのような取り組みをされてきたのか、お伺いしたいと思います。

○議長（濵野良一君）

総務課長　濵口浩司君。

○総務課長（濵口浩司君）

森議員のご質問にお答えいたします。

令和 5 年 9 月議会において、難視聴地域における共同受信施設の老朽化や将来的な維持管理についてご質問をいただきました。その際は、共同受信組合の現状や老朽化に伴う課題、今後のテレビ視聴環境のあり方についてご答弁申し上げたところです。

令和 5 年 9 月の答弁以降、国においては、地上デジタルテレビ放送の安定的な受信環境維持を図る観点から、全国の共聴組合を対象とした施設の現状調査が実施されたところです。総務省が公表している調査概要によれば、全国的に見ても半数近くの組合で 10 年以上設備改修が進んでいないなど、老朽化が広く進んでいる状況が示されており、本町の状況も全国的な課題と共通するものと認識しております。

こうした状況を踏まえ、国では、共聴組合を対象に、テレビ視聴環境の確保に向けた現地調査及び計画策定を支援する制度を新たに設けております。この支援は、老朽化や将来の運営に不安を抱える組合が、継続利用、直接受信への切替え、光回線化、あるいは民間サービスへの移行などを検討する際の技術的

な支援を行うものです。それぞれの共聴組合が地域の実態や実情に即して計画を策定できるよう、施設の現況把握や今後の選択肢の整理、計画づくりを支援するものであり、工事費そのものを支援するものではありませんが、将来の方向性の検討や費用感の把握に資するものと考えており、町といたしましては、まずは、各共聴組合に対し、この制度をご案内してまいりたいと考えております。

なお、デジタル難視聴の解消は土庄町のみならず全国的な問題であり、国の責務であるといえることから、現在、県町村会において取りまとめが進められております「令和 9 年度過疎対策関係政府予算・施策に関する決議・要望」の中に、共聴施設等の更新・維持管理にかかる財政支援措置の拡充、地デジ更新に特化した補助メニューの創設、共聴組合の運営継続が困難な地域における民間テレビサービスへの円滑な移行支援、自主共聴組合への国からの直接支援措置などを要望項目として盛り込んでいく予定となっております。

引き続き、町村会等を通じて国への働きかけを鋭意、進めてまいりたいと思っております。

○議長（濵野良一君）

森英樹君。

○3 番（森英樹君）

はい。ありがとうございます。

3 年前にも同様な老朽化加入世帯の減少をお話させていただきましたけども、やはり全国的な問題だという認識をいただいて、また町としても、国の方に働きかけ、具体的に町村会を通じての要望項目も上げていくというようなことで、少し前へ進んでいるのかなと感じております。

そこで現在の状況について、もう少し具体的にお伺いしたいと思います。

土庄町におけるテレビの難所地域や共同受信施設について、町はどのように把握しているのでしょうか。

3 年前と比べて加入世帯状況等々についてどのような認識されているんでしょうか。教えていただけますでしょうか。

○議長（濵野良一君）

濵口課長。

○総務課長（濵口浩司君）

森議員のご質問にお答えいたします。

現在の難視聴地域及び共同受信施設の状況につきましてお答えいたします。

町として現在把握している共聴組合は、令和 5 年度時点の 7 組合に加え、把握できていなかった 2 組合が判明したことで 9 組合となっておりますが、このうち 1 組合が本年度解散したため、現在は 8 組合というふうになっております。

現在の 8 組合の対象地区は、廻り池地区、東港地区、鹿島地区、柳地区、笠滝地区、長浜地区、見目地区、灘山地区であります。なお、本年度解散した地区は唐櫃岡地区でございます。現在の 8 組合の加入世帯数を合計いたしますと約700 世帯となっており、加入世帯数は年々減少傾向になっております。

共同受信施設の状況につきましては、現在のところ、各組合においては軽微な修繕への対応等を行いながら施設を維持しているとお伺いしております。一方で、今後、大規模な修繕や更新が必要となった際の費用負担について不安を感じているという声もいただいているところでございます。

○議長（濵野良一君）

森英樹君。

○3 番（森英樹君）

はい。ありがとうございます。

私の地域でも何とかアンテナ施設を維持しておりますけども、施設が古くなるほど部品交換など、修理費用も大きくなっております。

地域によって事情は違うと思いますが、私どものアンテナは、パナソニックが整備したもので、問い合わせたところ、もう 2 年前にその担当部署がなくなっているということでございました。

また、故障した場合には、製品の保証期間が終わっておったり、また、対応できる製品も少なくなっているということも聞いております。

こうしたことを考えると、今後地域だけで維持していくことについて、非常に不安を感じております。

そこでお伺いします。町として、地域だけで維持していくということについて、施設の更新などは、仮に必要となった場合、先ほど国の方に、要望項目として上がっていくということを聞きましたけども、詳細なところの国や県の制度など、情報提供を含めて、町が地域と一緒になって考えていくことは、できるんでしょうかという質問でございます。

○議長（濵野良一君）

濵口課長。

○総務課長（濵口浩司君）

森議員の質問にお答えいたします。

共同受信施設の更新や今後の方向性の検討につきましては、町として地域と一緒に考えていく姿勢で取り組んでまいりたいと考えております。

更新費用そのものへの直接的な補助制度は、現時点では設けられていない状況です。しかしながら、更新には数千万円規模の費用を要する組合もあると伺っており、各組合にとって大きな負担となっていくことは十分認識しております。

そのため、まずは先ほど申し上げました国の技術的支援制度を各組合に丁寧に案内し、更新だけにとらわれず、直接受信への切替えであったり、光回線化、民間サービスへの移行といった選択肢も含めて、各地域の実情に応じた最適な方向性を一緒に検討できるよう、必要な情報提供や助言を行ってまいりたいと考えております。

また、財政支援については、国の制度として財政支援措置が拡充されるべきであると考えており、県町村会やその他の機会を通じて、国に強く働きかけてまいりたいというふうに考えております。

○議長（濵野良一君）

森英樹君。

○3 番（森英樹君）

はい。ありがとうございます。

私が一番心配しているのは、地域として考えようとしても、判断する情報がないと少ないということでございます。

現在の施設を更新するのか、また、それとも別の方法に切り替えるのか、またその判断をするためにも、まず、どのような方法があるかということを知る必要があります。

地域で利用できる、新しいテレビ視聴方法があるのかないのか、また個別にテレビを見ることできるのかというような情報も含めてですね、町の方の情報を組合の方と共有してですね、検討材料として持てましたら、われわれの共同組合のお話し合いの場でも、方向性もある程度つかんでいけるんじゃないかと考えております。

今すぐ結論を出そうということでなく、将来困らないために今の段階から、先ほど総務課長がおっしゃっていただいた情報提供、また町として相談に乗っていただけると感じております。

町と地域が一緒になって考えていくとは大切だと思っております。

最後に、町長に考えをお伺いしますけども、先ほどの質疑答弁の中でテレビ難視聴地域について、町と地域が一緒になって、これからのテレビ視聴また情報伝達の方法について考えていくということについて、町長のお考えをお聞かせいただきますでしょうか。

○議長（濵野良一君）

岡野町長。

○町長（岡野能之君）

森議員のご質問にお答えさせていただきます。

テレビ難視聴地域の問題は、単に設備の維持管理にとどまらず、住民の皆さまの日常生活における情報環境を守るという、町として真剣に向き合うべき課

題であると認識しております。
　人口減少・高齢化が進む中で、地域だけで施設の維持・更新を続けることには、おのずと限界が生じてまいります。とりわけテレビは、高齢者の方々にとって、日々の生活情報はもちろん、近年相次ぐ大規模な自然災害に際しても、命を守るための重要な情報伝達手段であります。こうした観点から、町としても地域任せにするのではなく、地域と一緒になって課題に向き合ってまいりたいと考えております。
　いずれにいたしましても、国による解消策の提示や支援措置は不可欠であると考えますので、事態の推移を注視しながら、課題提起や要望活動を推進してまいります。
○議長（濵野良一君）
　森英樹君。
○3 番（森英樹君）
　ありがとうございます。非常に心強い答弁ありがとうございます。
　テレビは映って当たり前という存在になっております。
　しかし、高齢者の方にとってテレビが、ニュース、天気予報、行政情報そして災害情報を得るための大切な情報源でございます。
　今のうちに、テレビ視聴が将来どのような方法があるのか、町と地域で一緒に考え、情報を共有しておくことが大切だと考えております。
　今すぐ町に設備を更新して欲しいとかというような財源をすぐに求めるというようなことではございません。今のうちに、将来どのような方法があるかを、町と地域で一緒に考えて欲しい。地域だけで難しいことについては、町も一緒に考えていただきたいと思っております。
　特に、災害などの情報が届かない地域を作らない、という観点からも今後の取り組みをお願いして、私の一般質問を終わります。

休憩

○議長（濵野良一君）
　暫時休憩いたします。なお、再開は 11 時 5 分を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

休 憩 午前 10 時 55 分
再 開 午前 11 時 5 分

出席議員及び欠席議員

休憩前に同じ。

地方自治法第１２１条による出席者

休憩前に同じ。

議会事務局職員

休憩前に同じ。

再開

○議長（濵野良一君）
再開いたします。一般質問を続けます。
○議長（濵野良一君）
11 番　宮原隆昌君。
○11 番（宮原隆昌君）
11 番宮原です。
大雨高潮等による浸水被害に備えた土のう袋の事前配布について質問いたします。
最近、毎日のように、全国各地で線状降水帯や記録的短時間大雨などによる水害が頻発しており、これまで経験したことのないような大雨によって、道路の冠水や住宅への浸水など、住民生活に大きな被害が発生しています。
土庄町においても大雨と高潮が重なった場合などには、道路や住宅地への浸水が発生する可能性があり、日頃からの備えが重要であると考えます。
さらに、現在の土庄町水防計画においても、土庄港、土庄東港をはじめ、ハザードマップに見られる町内の重要水防区域において、土のうが有効な水防工法として位置付けられています。
しかし、現在の対策は、災害が発生した際に、行政や消防団などが土のうを設置するという公助が中心となっています。レベル 3 を超えるような大雨が降り始めてから土のうを準備し、住民一人一人の住宅まで届けることには、時間的にも人員的にも限界があります。
そこで、災害が発生してから対応するのではなく、平時から町民が自ら浸水対策を行える環境を整えることが重要だと考えます。特に土のう袋そのものは、比較的安価であり町が大量に備蓄することが可能です。砂についても、地域の実情に応じて、町が確保する方法や、自治会や土木業者と連携する方法が考え

られます。これは大規模な公共事業と異なり比較的小さい費用で町民が自宅や財産を守るための、自助を支援できる防災対策です。

以上を踏まえ、最初に、現在の土のう袋の備蓄状況についてお聞きします。

土庄町では、現在土のう袋を何袋程度備蓄しているのでしょうか。

また、どこに保管し災害時にはどのような体制で住民に提供するのでしょうか。あわせて、過去の使用状況についてですが、過去 5 年間程度において、大雨や高潮等の際に、土のうを使用した実績は、どの程度あるのでしょうか。よろしくお願いします。

○議長（濵野良一君）

総務課長　濵口浩司君。

○総務課長（濵口浩司君）

宮原議員のご質問にお答えいたします。

近年、全国各地で局地的な大雨や台風等による浸水被害が頻発しており、本町におきましても、出水期や台風接近時における水防対策は極めて重要な課題と認識しております。宮原議員のご質問のとおり、土のう袋の備蓄や配布体制につきましては、町民の皆さまの生命と財産を守るための重要な備えの一つと考えております。それでは、各項目についてお答えいたします。

まず 1 つ目の現在の土のう袋の備蓄状況につきましては、直近の令和 8 年 8 月時点におきまして、土庄町消防団水防倉庫及び土庄町消防団の 7 分団、合計で 34,790 枚の土のう袋を保有・備蓄しております。なお、花崗土につきましては、出水期前に必要に応じて分団ごとに補充を行っているところでございます。

また、過去の使用状況につきましては、消防本部に直接お越しいただいた住民の方へ配布した実績といたしまして、令和 2 年から令和 6 年までの 5 年間で合計 728 枚となっております。一方で、各消防分団を通じて自治会や個人の方々へ配布した枚数につきましては、現状では詳細な配布枚数の把握はしておりませんが、令和 6 年の台風 10 号では、730 枚使用した実績がございます。以上でございます。

○議長（濵野良一君）

宮原隆昌君。

○11 番（宮原隆昌君）

はい。わかりました。

次に町民への事前配布について質問いたします。

災害発生後ではなく、平時から希望する町民に土のう袋を一定数配布し、各家庭で浸水対策を行えるようにする制度を導入してはいかがでしょうか。

例えば、1 世帯 10 袋程度を目安として配布するモデル事業を実施する考えはございませんでしょうか。

さらに地域への備蓄について自治会、地区公民館等と連携し、土のう袋と砂を地域に備蓄する、土のうステーションを設置する考えはありませんか。

また、高齢者世帯など、自分で土のうを運搬設置することが困難な世帯について、自治会、消防団等と連携した支援体制を構築する考えはないでしょうか。町長のお考えをお聞きします。

○議長（濵野良一君）

濵口課長。

○総務課長（濵口浩司君）

宮原議員のご質問にお答えいたします。

3つ目の町民への事前の配布につきましてですけれども、町民の皆さまへの事前配布につきましては、台風の接近時など災害の発生が予想される事態において、町民の方から要望があった場合には、消防本部または各消防団から必要に応じて土のう袋の事前配布のほうを行っているところでございます。

また、地域への備蓄の考え方につきましては、町内の消防分団ごとに備蓄している土のう袋を、それぞれの地域における身近な備蓄として位置付けております。地域に密着した場所に備蓄しておくことで、災害の危険が迫った際に、各地区において迅速かつ効果的に活用していただけるものと考えております。

また、高齢者の方への支援につきましてですけれども、高齢者の方など、ご自身で土のうの運搬であったり、設置が困難な方への支援につきましては、自治会の皆さまや消防団員が協力し、土のうの作成や設置等の支援を行っていただいており、地域の自助・共助の精神に基づくこうした活動には大変感謝申し上げる次第でございます。

町といたしましても、引き続き、配慮を要する方々への支援体制の確保に努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（濵野良一君）

宮原隆昌君。

○11番（宮原隆昌君）

はい。小豆島では、50年前に6日間で年間雨量を上回る1400ミリの豪雨が降りまして、島内で死者39名を出し、壊滅的な被害が島中に発生いたしました。平成16年には高潮災害もありました。

最近では、再整備されている都市下水のポンプ場の排水機能、時間50ミリをはるかに超える100ミリ以上の豪雨が全国各地で降っております。

いつ、土庄町が大雨災害に遭ってもおかしくありません。

まずは、総務課長の答弁にありました、希望者に土のう袋を事前配布していることを、防災無線を通じて広く周知していただきたいと思います。

今後は、今までのやり方ですと全く間に合わないと思いますので、町民の生命と財産を守るためにも、まずはモデル地区を設定して、土のう袋の事前配布や、希望する各自治会ごとに土のうステーションの設置を実施することを提案

し質問を終わります。

○議長（濵野良一君）
4番　小川務君。
○4番（小川務君）
はい。それでは議長の許可をいただきましたので外国人材の受け入れ体制について質問させていただきます。
人口減少や人手不足が進む中、本町でも宿泊、介護、建設、農業など、さまざまな分野で人材確保が課題となっております。
一方で、外国人材を受け入れれば、人手不足が解決するという単純な問題ではありません。
まずは、賃金や労働条件の改善、省力化、生産性向上などに取り組むことが重要です。
その上で必要な分野において、外国人人材を適正に受け入れるのであれば、安心して働き、生活できる環境まで整えていく必要があります。
現在、国の外国人政策も大きな転換期を迎えております。
技能実習制度を発展的に解消し、人材育成と人材確保を目的とする新たな育成就労制度が、令和9年4月1日から始まります。
制度開始は来年4月ですが、準備はすでに始まっています。
出入国在留管理庁によりますと、育成就労計画の認定に係る施行日前申請は、今月1日から始まっております。
また、政府は、外国人との秩序ある共生社会推進室を設置し、外国人の受け入れと秩序ある共生社会の実現に向けた取り組みを進めております。
このように、外国人材をめぐる課題は、国だけの問題ではありません。実際に外国人が働き、生活する地域においても、どのように受け入れ、ともに暮らしていくかを考える必要があります。
そのような中、今月6日、私は、小豆島観光協会が開催した「小豆島みんなで考える観光広場」に参加しました。
当日の資料では、2025年7月時点の外国人住民は、小豆島全体で393人、そのうち土庄町は159名とされております。
外国人材はすでに地域産業を支える一員となっている一方で、コミュニケーション、孤立、移動手段、災害時対応、人材の定着など、さまざまな課題も示されました。
こうした国の制度改正と、地域の現状を踏まえ、来年4月の制度開始を見据えて、本町としてはどのような受け入れ体制を整えていくのか、5点質問をお伺いいたします。

まず 1 点目、外国人材の実態把握について、政策を考える前提となる実態把握についてお伺いいたします。

現在、町が把握している最新の外国人住民数、主な国籍、性別などについてお示しください。

また、町内で外国人材を雇用している事業所数、外国人労働者数、主な就労分野について、町としてどの程度把握しているのでしょうか。

そして、人数だけではなく、外国人住民が生活の中で、何に困っているか、住居、日本語、医療、公共交通、行政情報、防災などについて、どのような課題を感じているのか、また、受け入れ事業者が外国人材を受け入れる中で、どのような課題を抱えているのか、こうした実態について、町としてどの程度把握しているのかお伺いいたします。

○議長（濵野良一君）

総務課長　濵口浩司君。

○総務課長（濵口浩司君）

小川議員のご質問にお答えいたします。

本町の外国人住民数につきましては、住民基本台帳に基づき、定期的にその動向を把握しております。直近では、令和 8 年 8 月 31 日現在、世界 23 カ国から男性 69 名、女性 115 名の合計 184 名の外国人住民が土庄町に在住しております。国籍別では、インドネシアが 46 名 25.0%と最も多く、次いでフィリピンが 44 名 24.0%、ミャンマーが 20 名 10.9%となっており、これら上位 3 カ国で全体の約 6 割を占めております。

一方で、外国人住民の具体的な就労状況につきましては、住民基本台帳では個別の職業や勤務先といった情報は把握できないので、統計的なデータは持ち合わせておりません。

しかしながら、外国人の方々は、ホテル、オリーブ、素麺などの製造業、介護施設、建設業など、多岐にわたる分野で活躍されており、貴重な担い手となって地域経済を支えていると認識しております。

実態調査や意見聴取につきましては、小豆郡雇用対策協議会と連携し、町内事業者向けの外国人雇用勉強会やセミナーを実施したり、外国人雇用フォーラムや外国籍社員向けのワークショップを開催する中で、島内に住む外国人の方々や事業者から、さまざまなご意見を伺っておるところでございます。

一方、まとまった形での実態調査は、まだ実施できておりませんので、その実施については、小豆郡雇用対策協議会や小豆島町などと協議してまいりたいと考えております。しっかりと実態把握をした上で、町としての施策の検討をしてまいりたいと考えております。

○議長（濵野良一君）

小川務君。
○4 番（小川務君）
はい。159 名から 184 名ということ 25 名増加ということで約 16％の増加で、結構な人数が増えてきてるんだなという認識を受けました。
勤務先等は不明というのはやっぱホテルとか、介護が多いのかなという印象も個人的には思っております。ありがとうございます。
それで先日の対話会で、参加して感じたことなんですけども、行政が把握している数字だけでは見えてこない課題もあるということです。
受け入れ事業者から見た課題と、実際に生活している外国人本人が感じている課題が、必ずしも同じとは限りません。
大規模な先ほどおっしゃいましたけど調査を行う必要ありませんし、今既存のある事業所さん、あるいは民間企業さん等協力していただいて、どういったことが連携できるか、もちろん民間団体なので協力を前提とするものではなく、必要に応じて町から相談し、どのような協力が可能なのか協議することが大切なのではないかと思います。
そこでお伺いします。
まず、町が主体となって外国住民、受け入れ事業者双方の声を把握し、その結果を町の施策に反映する仕組みですね、仕組みづくりをする考えはありますか。
○議長（濵野良一君）
商工観光課長　蓮池幹生君。
○商工観光課長（蓮池幹生君）
小川議員の質問にお答えいたします。
先ほど総務課長の方からもお答えしましたとおり、これまで、勉強会やフォーラムなどで一定のご意見はお伺いしてきたところでありますが、まとまった形での実態調査は、まだ実施されておりません。
特に、雇用や就労関係の調査となりますと、関係機関である労働局等々が主体となって実施する必要があると考えておりますけれども、調査の予定等についてはお伺いしながらですね、必要に応じて、調査の働き掛けなどをしてまいりたいと思っております。
町としましてはですね、外国人の方の生活上でのお困りごとであったりを中心にですね、少しでも便利に生活できるように、支援できることを両町とともに、検討してまいりたいというふうに考えております。
○議長（濵野良一君）
小川務君。
○4 番（小川務君）

はい。ありがとうございます。
必要に応じて、国、県、関係機関、民間団体とも相談しながら具体的な施策につなげていただきたいと思います。
それでは第2問、育成就労制度への対応についてお伺いいたします。
国では、現在の技能実習制度を発展的に解消し、人材育成と人材確保を目的とする「育成就労制度」が来年4月1日から始まります。
また、今月 1 日からは、育成就労計画の認定に係る施行日前申請の受け付けも始まっております。
つまり、制度開始は来年 4 月ですが、事業者にとってはすでに準備段階に入っております。
町内事業者の中には、これまでの技能実習制度と何が変わるのか、現在の技能実習生はどうなるのか、自社はどのような準備が必要なのかといったことで十分理解できていない事業者もあるのではないでしょうか。
そこでお伺いいたします。
町内事業者に対して、育成就労制度の内容や変更点を町としてどのように周知していく考えでしょうか。
また、香川県、ハローワーク、外国人技能実習機構、小豆郡地域雇用創造協議会などと連携し、町内事業者に必要な情報をどのように届けていく考えでしょうか。お答えください。
○議長（濵野良一君）
蓮池課長。
○商工観光課長（蓮池幹生君）
小川議員のご質問にお答えいたします。
「育成就労制度」は、現在の技能実習制度に代わる新たな外国人材受入れ制度として、令和9年4月1日から施行されます。
新制度のポイントですが、外国人労働者を原則 3 年で専門の技能があると認められる「特定技能」の水準まで育成することにあります。このため、外国人を雇用する事業者には、労働力としてきちんと外国人に向き合い、労働者としての人権を守ることが求められております。
国や県においても、事業者向けの制度概要説明や情報発信が行われているところでありますが、本町としましても、町内事業者が制度改正に円滑に対応できるよう、町の広報誌やホームページなどで必要な情報提供を積極的に行ってまいります。制度の運用要領の把握や社内体制の整備など、事業者が行うべき準備事項について、適切な情報提供に努めながら、外国人材を雇用する、あるいは雇用を検討している事業者を支援してまいります。
また、県、ハローワーク、商工会といった関係機関との連携は不可欠である

と考えております。具体的な説明会や相談機会の設置につきましては、関係機関ともども周知が行き届くように図ってまいります。よろしくお願いします。
○議長（濵野良一君）
小川務君。
○4 番（小川務君）
はい。制度周知に関しては理解いたしました。
ただ、情報をホームページなどで周知するだけではなく、実際に町内事業者が制度を理解し、準備できているのかわかりません。
来年 4 月の制度開始を前に、現在町内に育成就労制度の活用を検討している事業者がどの程度あるのか。
また、制度変更についてどのような点に不安や課題を感じているのか、まずこうした事業者側の状況を把握、必要があるのではないでしょうか。
そこでお伺いいたします。町内の受け入れ事業者や、関係団体に聞き取りを行い、育成就労制度への準備状況や課題を把握した上で必要な支援につなげていく考えはありますか。再度、お願いします。
○議長（濵野良一君）
蓮池課長。
○商工観光課長（蓮池幹生君）
小川議員の質問にお答えいたします。
ご指摘の点につきましてはですね、小豆郡雇用対策協議会などのメンバーからもですね、しっかりとご意見をお伺いするなどしまして、要望が高いようであれば、説明会や相談会の開催をですね、両町とともに、関係機関に要望してまいりたいと思っておりますが、いずれにしましても、国、県という専門機関と、そして事業者をつなぐような役割を町としても果たしてまいりたいというふうに思っております。どうぞよろしくお願います。
○議長（濵野良一君）
小川務君。
○4 番（小川務君）
はい。ありがとうございます。
制度を周知して終わりではなく、実際に事業者がどこで困っているかを把握し、必要な情報や専門機関につないでいただければなと思います。
それでは人材の定着についてお伺いいたします。
育成就労制度では、一定の要件を満たした場合、本人の意向による転籍が認められます。
ただし、自由に転籍できるわけではなく、一定の技能や日本語能力、分野ごとに定められる転籍制限などの要件があります。

今後はこれまで以上に外国人材を採用できるかではなく、小豆島・豊島で働き続けたい、暮らし続けたいと思ってもらえるかという視点が必要になります。

賃金や労働条件は、まず受け入れ事業者が責任を持って取り組む問題です。

一方で、公共交通、防災、行政情報、地域との交流などは、1つの事業者だけでは解決できません。

そこでお伺いいたします。

育成就労制度への対応を制度の周知だけでは終わらず、外国人材から選ばれる地域づくりという視点から、生活環境や定着支援についても取り組む必要があると考えますでしょうか、お答えください。

○議長（濵野良一君）

濵口課長。

○総務課長（濵口浩司君）

小川議員のご質問にお答えいたします。

議員ご指摘の「外国人材に選ばれる地域」という視点は、多くの外国人観光客をお迎えしている本町にとって大切な方向性であると認識しております。外国人材の皆さまの賃金や労働条件につきましては、事業者の方々が引き続きご尽力いただくことが肝要である一方で、公共交通の利便性向上、災害時における情報提供や避難支援の強化、多言語対応を含めた行政情報の提供、そして地域住民との円滑な交流促進といった生活環境の整備は、行政としても取り組むべき責務であると認識しております。

外国人材の皆さまが本町で安心して長く働き、地域の一員として定着していただくためには、多文化共生の視点に立った生活環境の整備が大切でございます。この課題に対し、町といたしましても、関係部局が綿密に連携し、実効性のある具体的な施策を検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（濵野良一君）

小川務君。

○4番（小川務君）

ありがとうございます。

生活環境、生活課題ですね。その 1 つなんですけども、公共交通があるかと思います。

先日の対話会でも「普段は自転車や徒歩、会社の送迎で移動している」「路線バスを利用したいが、表示や乗り方がわかりにくい」という声を聞きました。

車を持たない外国人住民が自分で路線バスを利用できれば、買い物、通院、行政手続き、地域交流など、生活の幅が広がると思います。

また、受け入れ事業者による送迎負担の軽減につながります。

そこで2つ提案させていただきます。

1つ目は、町とバス事業者、受け入れ事業者などが連携し、路線バスの乗り方教室を試験的に開催することです。

実際のバス停や車両を使い、行き先の確認方法、乗り方、運賃の支払い方法などを体験していただく。必要であれば、外国人住民への支援経験を持つ民間団体などに、協力が可能か相談することも1つの方法だと思います。

あくまでも町とバス事業者、受け入れ事業者が中心となり、必要な協力について、個別に相談する形が適切ではないかと考えております。

2つ目は、バス停や車内の案内について、現在の表示にやさしい日本語やわかりやすいピクトグラム、絵ですね、絵を取り入れることです。

すべてを何カ国語に翻訳すると、表示が複雑になり、費用もかかります。

やさしい日本語であれば、外国人だけではなく、高齢者や、観光客の方にもわかりやすいと思います。

そこでお伺いいたします。

町として、バス事業者と協議し、路線バスの乗り方教室の開催、バス停や車内表示へのやさしい日本語等の活用について、試験的に取り組む考えはありますか。

○議長（濵野良一君）

企画財政課長　中村友幸君。

○企画財政課長（中村友幸君）

小川議員のご質問にお答えさせていただきます。

外国人住民の方がですね、路線バスを自ら活用し、買い物や通院、行政手続きなど、日常生活の幅を広げることができる環境を整えることは、外国人材の定着という観点からも重要な課題であるというふうに認識しております。

現在、小豆島オリーブバスの方ではですね、主に外国人観光客の利便性向上を目的として、車内での運賃案内やマナー等の掲示物につきましては、多言語対応及びイラストやピクトグラムを活用した一目でわかりやすい掲示のほうを行っております。また、時刻表でありますとか、バス停の看板におきましても、路線番号のナンバリングを導入しまして、日本語が読めない方でも、路線を視覚的に識別しやすい環境を整えております。

また、令和7年の2月に導入いたしましたバスロケーションシステム「小豆島・豊島バスどこナビ」につきましては、2言語に対応して、スマートフォンでリアルタイムの運行状況も確認できます。

また、加えてですね現在、全車両、デジタルサイネージの導入も進めておりまして、こういった取り組みをですね、町内で働き生活する外国人住民の方々の移動支援にも生かしていく視点が重要であるというふうに認識はしております。

議員ご提案の路線バスの乗り方教室についてですが、こちらも現在、小豆島地域公共交通協議会におきまして、両町の中学生を対象といたしました乗り方教室の方を継続的に実施しておるところでございます。

こうした既存の取り組みもですね、参考にしながら、小豆島オリーブバスや受け入れ事業者、関係団体などと連携し、試験的な開催に向けた検討・協議を行ってまいります。

また、ご提案の「やさしい日本語」やピクトグラムによるバス停や車内表示の改善につきましては、外国人住民だけでなく、おっしゃったように高齢者や観光客の利便性向上にもつながる有効な取り組みであるというふうにも認識はしております。

いずれにいたしましても、外国人住民の方々が公共交通につきまして、どのような課題を抱えているか具体的に把握した上で、引き続きバス事業者や関係者と連携しながら、実現可能な形での取り組みを進めてまいりたいというふうに考えております。以上です。

○議長（濵野良一君）

小川務君。

○4 番（小川務君）

はい。先ほど答弁いただいたとおり、多くの取り組みをされていますので、地域利用される方が困らないように、関係機関と協力して取り組んでいただきたいなと思います。

それでは、次の第 3 問の方に移らせていただきたいと思います。

外国人住民への生活情報、相談体制についてお伺いいたします。

外国人住民が安心して生活するためには必要な行政情報がわかりやすく届き、困ったときに適切な相談先を知ることが重要です。

ごみ、税金、保険、医療、子育て、防災、公共交通など、生活に必要な行政情報は多岐にわたります。

そこでお伺いいたします。

現在、外国人住民に対して、町はどのような多言語による情報提供を行っているのでしょうか。

また、外国人住民から生活上の相談があった場合、町ではどのように対応しているのでしょうか。

町だけでは対応が難しい場合には、県などの専門機関へどのようにつないでいるのか、現在の情報提供と相談体制についてお伺いいたします。

○議長（濵野良一君）

濵口課長。

○総務課長（濵口浩司君）

小川議員のご質問にお答えいたします。

本町では、外国人住民の生活情報の提供として、転入時に香川県が作成した「外国人のための大切な情報」というチラシを配布し、県内の生活関連情報や相談窓口等をご案内しております。こちらは、多言語に対応しており、QR コードから情報を取得できます。また、総務省作成の多言語対応のマイナンバーカードに関するチラシや住民税に関するチラシ、厚生労働省作成の国民健康保険に関するチラシも窓口に備え置き、これらの基本的な情報を入手いただけるようにしております。

相談体制につきましては、日本語での対応が主となっておりますが、必要に応じて英語での対応や翻訳アプリを活用するなどしております。以上でございます。

○議長（濵野良一君）

小川務君。

○4 番（小川務君）

現在も一定の取り組みがあることは理解いたしました。

しかし、大切なのは情報を出しているかではなく、相手に伝わっているかだと思います。

先日の対話会では、小豆島町を拠点に活動している一般社団法人 LINGO が外国人住民向けの「やさしい日本語」による「島暮らしガイドブック」に取り組んでいることが紹介されました。

現時点では作成中であると確認をしております。

こうした民間の取り組みには、行政にとって参考になる部分があると考えます。

一般社団法人 LINGO の取り組みをそのまま町の施策に取り入れることではありませんが、まずは内容や進捗を確認し、土庄町の外国人住民にも活用できる部分があるかを検討してみてはどうでしょうか。

その上で、町として必要があると判断すれば、土庄町から一般社団法人 LINGO さんに相談し、どのような協力や活用が可能なのかを話し合うことも 1 つの方法だと考えます。

町が同じものを 1 から作るのではなく、民間の取り組みを参考にしながら、税、保険、ごみ、防災、土庄町として必要な行政情報をわかりやすく届ける方法を考えていただきたいと思います。

そこでお伺いいたします。「島暮らしガイドブック」の内容や進捗を確認した上で、土庄町の外国人住民にも活用できる部分があるのか、また、必要に応じて一般社団法人 LINGO さんとの協力が可能なのかを検討する考えはありませんか。

○議長（濵野良一君）
　濵口課長。
○総務課長（濵口浩司君）
　小川議員のご質問にお答えいたします。
　一般社団法人 LINGO が今年度中に「やさしい日本語」による「島暮らしガイドブック」を完成させる予定であることは、地域団体の知見や熱意を生かし、多文化共生社会の実現に向けた町の取り組みにとって有益であります。完成後は内容を拝見し、連携の可能性について積極的に検討してまいりたいと考えております。
　町といたしましても、「島暮らしガイドブック」を貴重なツールとして尊重しつつ、行政情報の正確性を担保するため、ガイドブックの内容を行政の視点から確認・補完する形で活用し、「やさしい日本語」による情報提供のほうも併せて検討してまいりたいと考えております。
○議長（濵野良一君）
　小川務君。
○4 番（小川務君）
　はい。そうですね。
　まずは内容を確認して町にとって必要な部分、民間団体にお願いできる部分、町自身が責任を持って行う部分を整理していただきたいなと思います。
　さらにもう 1 歩、提案なんですけども、外国人住民への対応は、生活相談だけではありません。地域との交流、防災、公共交通、受け入れ事業者との連携など、複数の分野に跨ります。こうした課題について町が継続して把握し、関係をつないでいく人材が必要になる可能性もあります。
　そこで、地域おこし協力隊制度を活用する方法も 1 つの選択肢ではないかと考えます。
　鹿児島県垂水市では、地域おこし協力隊として、多文化共生まちづくりコーディネーターを配置し、外国人住民、外国人を雇用する事業所、地域住民との橋渡しを行っております。
　土庄町でも、外国人住民と行政をつなぐ生活の困りごとを把握する、そのような橋渡し役として、地域おこし協力隊を活用する方法も考えられるのではないでしょうか。これは特定の民間団体に役割を担ってもらうという話ではありません。町自身の施策として、多文化共生を誰が継続して担当し、関係をつないでいくかという問題にあります。
　そこでお伺いいたします。
　多文化共生や外国人住民支援を担当する地域おこし協力隊の活用について、令和 9 年度に向け、まず庁内で具体的に協議する考えはありますか。

○議長（濵野良一君）
　中村課長。
○企画財政課長（中村友幸君）
　小川議員のご質問にお答えいたします。
　今月 11 日なんですけれども、「ユカリノ SPACE 小豆島」のほうに配属する新たな地域おこし協力隊員を 1 名採用いたしました。
　「ユカリノ SPACE 小豆島」につきましては、島内外の人々の連携・交流施設として、域学連携の拠点、子育て世代の居場所、ワーケーションの拠点など、多用途・多目的の機能を有するところですが、今般、この採用いたしました地域おこし協力隊員につきましては、大学講師として勤める傍ら、インドネシアやマレーシアのほうで現代アートや文化の研究、取材、それから展示企画などの仕事に長年携わってきた方でございます。英語に加え、インドネシア語も堪能で、東南アジア文化への造詣も深く、「ユカリノ SPACE 小豆島」が小豆島で暮らす外国人の方々にも、今まで以上に身近な施設となり、居場所となっていくような、さまざまなイベントや交流会を企画してくれるものと期待しているところでございます。
　今後、こうした活動を通じて得られる声やニーズを受け止め、多文化共生に向けた取り組みを進めていき、必要に応じて地域おこし協力隊員の増員も検討してまいりたいというふうに考えております。以上です。
○議長（濵野良一君）
　小川務君。
○4 番（小川務君）
　はい。そういうユカリノ SPACE に来られた方が英語やインドネシア語をしゃべれるというのは、とても土庄町にとって大きな財産かと思いますので、その方と、協力していただいて、取り組んでいただけたらなと思いますのでよろしくお願いします。
　それでは次に災害時の外国人への情報提供について、お尋ねしたいと思います。
　先日の対話会でも災害時の対応が課題として挙げられました。
　災害時に必要なのは情報を発信したかではなく、正確な情報が住民に届き、実際の避難行動につながったことだと思います。
　特に本町は小豆島だけではなく豊島もあり、地域によって交通、通信、避難環境なども異なります。
　外国人住民についても避難場所を知っているか、避難指示や津波情報を理解できるのか、災害時にどこへ避難すればいいのか、こうした点も考えておく必要があります。

そこでお伺いいたします。
災害時外国人住民に対し、避難場所、避難指示、津波情報などを現在どのような方法で伝える体制になっているのでしょうか。
また、その情報が土庄町で暮らす外国人住民に、実際に届き、理解され、避難行動につながる体制になっていると認識しているのか、お伺いいたします。
○議長（濵野良一君）
濵口課長。
○総務課長（濵口浩司君）
小川議員のご質問にお答えいたします。
外国人住民への災害情報提供につきましては、令和 7 年度に土庄町外国語防災マップのほうを作成いたしました。このマップには、地震や津波発生時の行動指示、緊急連絡先、災害情報アプリ等の QR コードなどを英語で掲載し、基礎的な防災情報を提供できるように努めております。
また、町のハザードマップには、香川県が作成した多言語版の「外国人住民のための防災ガイドブック」の QR コードを掲載し、災害時の心構えや取るべき行動に関する詳細情報へアクセスできるようにしております。さらには、外国人旅行者向け災害時情報提供アプリ「Safety tips（セーフティ　ティップス）」の QR コードも掲載することで、より広範な外国人住民や滞在者に対し、プッシュ型の災害情報提供ツールの利用を促しておるところでございます。
○議長（濵野良一君）
小川務君。
○4 番（小川務君）
はい。取り組みがあるということは理解できました。
その回答を踏まえ再質問なんですけども、災害備えについては、外国人住民だけ切り離して考えるべきではないと、私は考えております。
本町では住民が実際に参加し、避難や情報伝達を経験する防災訓練の機会は決して多いとは言えないのではないでしょうか。
ですから、外国人住民だけ、防災訓練へ参加するのではなく、まず、地域住民が参加できる防災訓練そのものを充実させる必要があると考えております。
大規模な訓練だけではありません。地域ごとに実際に避難場所まで歩いてみる、避難経路を確認する、AED や緊急手当を体験する。
こうした身近な訓練であれば比較的取り組みやすいと思います。
そして、その中に外国人住民にも一緒に参加していただく。
そうすることで、外国人住民も自分の避難場所や避難経路を確認でき、地域住民との顔を見える関係もできます。
全国では、外国人住民を地域防災の担い手として位置づける自治体もありま

す。
　神奈川県愛川町では、令和 6 年 7 月に、外国籍の住民で構成する多言語機能別消防団が発足しております。災害時には避難場所や災害現場などで外国籍住民への通訳や翻訳など、生活支援を行っております。発足時には 6 カ国に対応する 7 名が参加しております。
　私は直ちに土庄町でも同じ制度を導入すべきだと言っておりません。
　ただ、外国人住民を災害時に支援される側だけではなく、本人の語学力や経験を生かし、地域防災を支える側として考える視点は、本町においても参考になるのではないでしょうか。
　そこでお伺いいたします。本町でも、小豆島・豊島それぞれの地域情勢を踏まえ、住民参加型の防災訓練や緊急講習の機会を、今より充実させ、その中に外国人住民にも一緒に参加していただく取り組みを進める考えはありませんか。
○議長（濵野良一君）
　濵口課長。
○総務課長（濵口浩司君）
　小川議員のご質問にお答えいたします。
　外国人住民の皆さまを「災害時に支援される側」として捉えるのではなくて、「地域防災を共に担う側」としてお迎えするという視点は、多文化共生社会における防災の考え方として、重要な視点であると思っております。
　まずは、町民の皆さまと共に、外国人住民の皆さまが地域の防災訓練へ積極的に参加しやすい環境を整え、避難場所や避難経路の周知に留まらず、日頃からの顔の見える関係づくりを推進してまいります。その上で、外国人住民の皆さまが消防団を含め、地域防災の担い手として参加できる可能性について、本人の希望、日本語能力、在留状況、町の条例などを多角的に整理し、具体的な検討と調査・研究を図ってまいります。これは、外国人コミュニティーへの正確な災害情報の伝達という観点からも、有効な取り組みであると考えております。
　外国人材が地域社会の一員として安心して働き、防災面も含めて安心して生活できる環境を整えることが、持続可能なまちづくりに不可欠であると考えております。多角的な視点から具体的な施策の検討・実施に努めてまいりたいと考えております。
○議長（濵野良一君）
　小川務君。
○4 番（小川務君）
　はい。ありがとうございます。
　外国人に災害情報を届けるだけではなく、地域全体で災害に備えるという取

り組みにつなげていただきたいと思います。
それでは最後の関係機関との連携についてお尋ねします。
これまで申し上げた課題は、土庄町だけで全て解決できるものではありません。
一方で、すでに活用できる公的な枠組みがあります。
土庄町、小豆島町、香川労働局、土庄公共職業安定所には小豆地域雇用対策協定があります。
まず行政としては、すでにある公的な仕組みを生かすことが重要であると思います。
来年4月からは育成就労制度が始まります。
だからこそ令和9年度ですね、事業計画に外国人人材の関係機関が連携する必要性は高まってくると考えております。
そこでお伺いいたします。小豆地区雇用対策協定や、小豆郡地域雇用創造協議会など、すでにある公的な仕組みを生かし、小豆島、豊島における外国人人材の適正な受け入れや定着、事業支援を進める考えはありますか。
○議長（濵野良一君）
蓮池課長。
○商工観光課長（蓮池幹生君）
小川議員のご質問にお答えいたします。
まず、町は外国人労働者の受入れについての監督機関ではありませんが、企業向け外国人雇用勉強会など関係機関との連携をですね、これまで同様、引き続きしっかりと行ってまいりたいというふうに考えております。
○議長（濵野良一君）
小川務君。
○4番（小川務君）
はい。積極的に外国人人材、外国人を雇う事業者さんの手を引っ張って、協力していただきたいなと思います。
それでは以上で、外国人材の受け入れ体制についての質問でした。
私は、外国人材を必要以上に増やしていくことを望んでいるわけではありません。
人口減少や人手不足への対応を、外国人人材だけに依存するのではなく、まずは賃金や労働条件の改善、省力化、生産性向上などに取り組むことが重要だと考えております。
その上で、本当に必要な分野で外国人人材を適正に受け入れるのであれば、事業者は働きやすい環境を整える責任があります。
一方、行政には、生活情報、公共交通、防災など、事業者だけでは解決でき

ない地域の環境を整える役割があります。
来年４月には育成就労制度が始まりますが、準備はすでに始まっております。
大切なのは新しい組織を次々と作ることではありません。
まず、町自身が実態を把握し、すでにある仕組みを生かしながら、必要なところで、関係機関や民間団体に協力を求めていくことにあると思います。
これから問われるのは、外国人人材を採用できる地域化ではなく、「ここで働き続けたい、ここで暮らし続けたい」と思ってもらえる地域だと考えております。
外国人住民と地域住民がともに安心して暮らせる小豆島・豊島を目指し、制度開始前の今から具体的に取り組んでいただくことを要望して、私の一般質問を終わりとさせていただきます。以上になります。ありがとうございます。

休憩

○議長（濵野良一君）
暫時休憩いたします。なお、再開は13時を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

休 憩 午前11時53分
再 開 午後　1時 0分

出席議員及び欠席議員

休憩前に同じ。

地方自治法第１２１条による出席者

休憩前に同じ。

議会事務局職員

休憩前に同じ。

再開

○議長（濵野良一君）

再開いたします。一般質問を続けます。
○議長（濵野良一君）
7番　鈴木美香君。
○7番（鈴木美香君）
7番、立憲民主党 鈴木美香です。
今回は、大枠で3つ質問させていただきます。
早速、1つ目の質問に入ります。
衛生用品を役場、公民館などの公共施設に設置して欲しいという提案です。
生理用品は、トイレットペーパーやハンドソープ、ペーパータオルと同じ衛生用品であり、必ず必須のものです。
公平な観点から、本来は当たり前に整備するものではないかと考えます。
1つ目、コロナ時期にも、学生や低所得者の生理の貧困問題がありました。
近頃は物価高騰もあり、高額になっており、生活に影響があります。
2025年厚生労働省の賃金構造基本統計調査によりますと、男女間賃金格差は、男性の賃金を100とすると、女性の賃金は76.6で、相対的に女性の賃金が低いですが、生涯約50万円程度の負担があると言われています。
福祉の観点からも、生理用品の設置が必要であると考えますが、どのようにお考えでしょうか。ご答弁お願いします。
○議長（濵野良一君）
生涯学習課長　岡本高志君。
○生涯学習課長（岡本高志君）
鈴木議員のご質問にお答えいたします。
生理用品は、女性にとっては日常生活に不可欠な必需品であり、トイレットペーパーやハンドソープと同様に、基礎的な衛生用品であると受け止めております。
公共施設への設置につきましては、急な必要性への対応や、女性の社会活動を推進する観点などから意味があると考えております。
生涯学習課といたしましては、まずは公民館及び図書館での設置に向け、具体的な準備を進めてまいります。
しかしながら、常時どこかへ設置しておくことは衛生上や管理上好ましくないと考えており、事務室等に備え付けておき、申し出により提供するようにしたいと考えております。以上でございます。
○議長（濵野良一君）
総務課長　濵口浩司君。
○総務課長（濵口浩司君）
総務課の方からも、鈴木議員のご質問にお答えさせていただきます。

総務課といたしましても、公民館や図書館同様、役場庁舎及びやすらぎプラザで生理用品を提供できるよう体制を整えてまいりたいと考えております。以上です。
○議長（濵野良一君）
鈴木美香君。
○7 番（鈴木美香君）
少し前向きな答弁いただいてありがたいと思います。
ただ、女性にだけっていうのはもちろんそうなんですが、やっぱりこの公平な観点から、特にジェンダー平等というのを叫ばれておりまして、先日ジェンダーギャップ指数が発表されましたが、やはり 145 カ国中 117 位と、女性総理になってもほぼ変わってません。
小さなことから、ジェンダー平等を訴えていくことが重要だと思っており、私はこのような問題を定義させていただいております。
女性の問題ということではなく、当たり前に設置するのが当たり前な社会になるっていうのがまず、公平性の観点から重要だと思いますので、ぜひもっと、もう 1 歩踏み越えて、どこに行ってもトイレットペーパーのようにしつらえがあるというような社会になるように努力していって欲しいと考えています。
では 2 つ目、男子トイレに尿パッドなどを廃棄する汚物入れは設置しているんでしょうか。
○議長（濵野良一君）
岡本課長。
○生涯学習課長（岡本高志君）
現在、生涯学習課が所管する施設の男子トイレには汚物入れは設置しておりません。
しかしながら、高齢化等に伴い、尿漏れパッド等を使用する方が増えてきていることも考えられることから、公民館及び図書館での設置に向け、速やかに準備を進めてまいります。以上です。
○議長（濵野良一君）
濵口課長。
○総務課長（濵口浩司君）
鈴木議員のご質問に総務課からもお答えさせていただきます。
男子トイレへの汚物入れの設置につきましても、役場庁舎及びやすらぎプラザで準備してまいりたいと考えております。以上です。
○議長（濵野良一君）
鈴木美香君。
○7 番（鈴木美香君）

こちらは明快にご返答がいただきまして、ありがとうございます。今後もそのようによろしくお願いします。

では2つ目、公契約条例を提案します。

地方は都会と比べても、賃金がかなり低く、非正規も多いために賃金も上がりにくいです。

若者の流出やUターンが難しいのも労働条件によるところが大きいのではないかと考えています。

島の労働省条件を少しでも良くするために、行政の努力が必要ではないかと考え、公契約条例を取り入れることを要望します。

入札価格を仕入値より低く提案し、仕事を取る業者もあると伺っております。無理な競争により、弱いところにしわ寄せがいくのではないかとも懸念されます。

そのようなことを防ぐためにも必要ではないでしょうか。

小さな自治体で公契約条例は、業者にとっても、行政にとっても大変負担が多く、難しい、制定しているのはわずかで、ハードルは高いと思いますが、賃金を含め、労働条件を少しでも良くしていく行政を目指して欲しいと考え、提案します。答弁をお願いします。

○議長（濵野良一君）

会計課長　鎌田亜由美君。

○会計課長（鎌田亜由美君）

鈴木議員のご質問にお答えいたします。

公共事業に従事される皆さまの適正な賃金や労働条件の確保、そして地域経済の持続的な発展という公契約条例が目指す理念につきましては、本町としましても、その重要性を深く認識しており、共感するところでございます。

公共事業における適正な価格設定や労働環境の確保につきまして、本町では、公共工事の品質確保の促進に関する法律（品確法）の趣旨に基づき、適正な予定価格の設定に努めております。また、低価格競争による品質低下や賃金原資の圧迫を防ぐため、最低制限価格制度を導入しております。

加えて、建設業の担い手確保と働き方改革推進のため、昨年度から段階的に週休二日制工事を取り入れ、就業者の休日確保を支援しています。

これらの施策により、事業者の賃金原資の確保や労働者の処遇改善を支援するとともに、入札参加資格審査では、労働基準法など労働関連法令の順守状況を確認しております。

次に、公契約条例の制定に関連する課題としまして、事務負担の増大がございます。条例制定に伴い、要件を満たしているかどうかの資料の追加、契約事項の細分化、事業者への指導・監督業務の増大などが考えられ、これらは町当

局の業務の増加のみならず事業者へ過度な事務や業務の負担を強いることになり、ひいては公共事業費の高騰にもつながる恐れがあります。
こうしたことから、本町といたしましては、当面は現行制度の適切な運用の中で、公共事業に従事される皆さまの労働環境の向上と地域経済の持続的な発展を図ってまいりたいと考えておりますが、今後とも、国の動向や他自治体の先行事例、経済情勢の変化などを注視してまいります。以上でございます。
○議長（濵野良一君）
鈴木美香君。
○7 番（鈴木美香君）
行政の負担が、改めて重いっていうのはもう、聞けば聞くほどそうなんですけども、やっぱり労働環境の一般事業者の底上げするには、まず行政が、取引する業者から、条件とか賃金とかを厳密に決めていくのがやっぱり必要なのかなあと思って提案しました。
そうおっしゃっていただきましたので、そう言われてみると週休 2 日とかが工事現場でもう見られるように、徐々になってるのかなというのは、1 つ進展してるのかなと思っています。
地方には仕事がないとよく言われます。全く反対に、島でも多くの仕事が人手不足で困っています。
一方で、仕事を求めている人も一定数存在し、ここでミスマッチが起こっています。
それはやはり賃金、待遇面が良くないからです。
島の労働条件を底上げするために、やっぱり行政ができることは、公契約条例ではないかと提案しました。
公契約条例がなかなか難しいというのは、私も今のお話でも認識しましたが、やはりそれに準ずる考え方を、やはり体得というか考えながら、業者と委託したり、契約して欲しいと思います。
それでは 3 つ目の質問にまいります。
避難所運営について、熊本地震、石川、富山の豪雨災害、直近では、福井県の豪雨災害、外国ではネパールの大洪水と連日のように大災害が起こっています。
今後 80%の確率で、東南海地震が起きると予測されており、小豆島も他人事ではありません。
熊本地震からひと月経ちますが、一部現行ではもう大分解除してるんですけど、当時、一部避難所はいまだ体育館で雑魚寝の様子が映し出されていました。災害関連死が心配されます。心身ともに疲弊している上、物理的にも寝苦しい環境はどうなんでしょうか。体育館にエアコン機能はなく、テントを張れず、

低いダンボールで仕切っているため、若い女性が人目があるので、着替えができないと訴えていました。乳幼児など、小さな子どもを持つ母親の気苦労も絶えないだろうと推測できます。子どもを持つ母親やペット連れなど、周囲に配慮が必要な人たちは、最初から避難所を小分けした方がよいのではないかと思います。

トイレ、水、睡眠は体調管理には欠かせない重要課題。

そこで１つ目です。

以前も質問しましたが、母子避難場所、ペット同伴の設置について改めてお伺いします。

○議長（濵野良一君）

総務課長　濵口浩司君。

○総務課長（濵口浩司君）

鈴木委員のご質問にお答えいたします。

本町の避難所運営マニュアルでは、避難所運営の基本的な考え方として「要配慮者にも優しく、また、男女共同参画の視点に配慮した避難所」を目指すことを明記しており、避難所運営の必要なスペースとして、更衣室、授乳室、ペット飼育場所を確保することとしております。

具体的には、更衣室については男女別に設置し、出入り口から中をのぞくことができないよう目隠しをすることとしております。授乳室につきましては近くにお湯が利用でき、乳児のおむつ交換にも使用できるスペースを確保することとしております。また、仮設トイレについても可能であれば女性専用を一定割合指定し、共用トイレから距離を置くこととしており、洗濯場につきましても目隠しをした女性専用の場所を確保することとしております。

ペット同伴避難につきましては、マニュアルにおいてペット飼育場所は臭気・衛生・騒音の問題から居住スペースからある程度離れた場所に設けることとしており、ペットの飼育・清掃等の世話は飼い主が全責任を負うこととし、ペット飼育者名簿も整備することとしております。また、身体障害者補助犬はペットとは区別し、別室に案内することとしております。

こうしたことがマニュアルに規定されているところでありますが、個々の避難所における具体的な設置場所や設置方法につきましては、まだ十分に検討できていないのが現状であります。また、避難所によっては、スペース上の制約などにより、必ずしも望ましい形での確保ができない場合も考えられ、こうした場合には、何を優先していくか、どうやって影響を少なくしていくかなどについて、地区住民の方々とともに検討していく必要があります。

加えて、避難所の設置や運営の訓練を住民の皆さまにも参加していただいて実施することも、災害への対応力を高める上で必要であります。

これらのことを踏まえながら、今後、避難所ごとの具体的な計画策定を進めてまいりたいと考えております。以上でございます。
○議長（濵野良一君）
鈴木美香君。
○7 番（鈴木美香君）
はい。ありがとうございます。
熊本では、体育館の避難が、クーラーがついてなくて、テントが張れないという情報がありました。
土庄町は今から作るので、まず、やっぱり物資避難で着替えの場所はここ、何とかの場所はここって分けるのではなくて、寝場所なんですよ。とすると、個別にお１人とか家族ごとに分けるテントなど､どうしても個別に居れる場所、目隠しができる場所、平たく言えば、やはりテントなどを体育館に設置するというのを、まず基本的に考えていただきたいかなと私は思っています。
そういう考え方は、テントを設置するっていうのは、どう考えてます。
○議長（濵野良一君）
濵口課長。
○総務課長（濵口浩司君）
鈴木議員の質問にお答えいたします。
避難所スペースにそれぞれ寝具等、寝る場所とかいう確保というのは、全体的なイメージはあるんです。
その中で、先ほどありました、段ボールベッドであったり、最近折り畳みベッドというものもありましてそういうものが、寝場所としては確保できる。それで、目隠し用のパーテーションとかを隠してやっていくというところが今のところの、避難所マニュアルの方の考え方でございます。
○議長（濵野良一君）
鈴木美香君。
○7 番（鈴木美香君）
そうですね。
たぶん今のところパーテーションという考え方でしょうけど、やはりもう 1 歩進んでテントなり、私はさっきも言いましたけど、場所も、例えば、女性だけは違う区域に出すとか、同じところでダンボールで区分けするだけだと、もう全然目が気になって落ち着かないんですね。そこをもう 1 歩進んで、今後は考えていただきたいと思います。
2 つ目の質問にまいります。
発災初期に報道では、住民が水などの物品不足を訴えていました。
一方で、当市の市長は物は十分届いており、物品の搬入を断っている旨、発

言していました。
被災者との大きな乖離が見えました。問題は、大量に届く物品の置き場所がなく、整理し、分配し、分配する人手が足りず、必要なところに行き届かないということでした。物はあるのに届かないという残念な事態です。
トイレの件では、1日で詰まったところもあったということです。
地震後すぐ、国からの要請でトイレトレーラーを現地に運びましたが、国と自治体の連携ができておらず、2日間ほどトイレトレーラーは右往左往してもったいなかったっていう声も聞きました。
これら想定し、訓練が必要と思いますが、どのように考えていますか。
○議長（濵野良一君）
濵口課長。
○総務課長（濵口浩司君）
鈴木議員の2点目のご質問にお答えいたします。
議員ご指摘の「物はあるのに届かない」という問題は、過去の大規模災害においても繰り返されてきた課題であり、本町としても、同様の事態が生じ得るものとして捉えております。
また、国と自治体の連携が十分に機能しなければ、支援物資や支援機材の受け入れに混乱が生じ得ることも、これまでの災害対応の教訓として広く指摘されているところであります。
本町では現在、物資の供給・輸送に関して複数の民間事業者・団体と災害時協定を締結しております。食料・物資の供給については、株式会社マルナカ新土庄店及び株式会社マルヨシセンター土庄店と、飲料につきましては、四国コカ・コーラボトリング株式会社と、LPガス等の調達については、香川県LPガス協会小豆島支部と、石油類燃料の供給については、香川県石油商業組合小豆支部と、物資の輸送については、香川県トラック協会小豆島支部とそれぞれ協定を締結しております。また、令和5年2月には一般社団法人香川県キッチンカー協会と炊き出し実施に関する協定を締結しており、物資の仕分け・搬送に必要な人手の確保につきましては、令和4年3月に土庄町社会福祉協議会と災害ボランティアセンターの設置・運営に関する協定を締結し、発災後からのボランティア受け入れ体制を整えております。
それから、本町の避難所運営マニュアルでは、食料・物資班が「食料・物資配送依頼票」を用いて総括班を通じて災害対策本部に物資を要請し、到着した物資を「食料・物資管理簿」で在庫管理するという一連の流れを定めております。物資の配給にあたっては数量が不足する場合に備え、子ども・妊産婦・高齢者・要配慮者の順に優先して配付するルールも設けております。
以上のように、民間事業者や関係機関との連携やご協力により、物資の集配、

搬送についてさまざまな手立てや取決めを整えているところでございますが、これらが実際にどの程度機能するかなどの検証は、まだ十分に行えておりません。したがいまして、今後、関係者にも参画していただいた上で、シミュレーション訓練の実施などを検討してまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（濵野良一君）

鈴木美香君。

○7 番（鈴木美香君）

大分手厚い仕組みというかを作ってくださっているのだなと思って、すごくよかったんですけど。

おっしゃるように、それが実際に機能するかというのが最大の課題で、実際に熊本で機能しなかったということもあるので、わかってらっしゃいますので今後それを課題として進めていっていただきたいと思います。

では、最後の質問で、先ほど質問と全く被るというか大事な要点なんですけど、避難所運営は、いまも男性中心で運営しているのが現状とのことです。困りごと相談や物品配布、例えば女性用下着、おむつ、生理用品、粉ミルクなど、女性でないとわからないものもあり、従来から現場に女性リーダーが必要と言われています。

地区ごとに必要だと思いますが、女性リーダーについての考えをお伺いします。

○議長（濵野良一君）

濵口課長。

○総務課長（濵口浩司君）

鈴木議員のご質問にお答えします。

避難所の運営につきましては、先ほどからありますように、「土庄町避難所運営マニュアル」に基づき、男女共同参画の視点に配慮した避難所運営を行うため、避難所運営委員会に複数の女性を参画させることとしております。しかしながら、鈴木議員のご指摘のとおり、地域における自主防災組織や避難所運営委員会等は、現状として男性の割合が高い傾向にありまして、女性の視点が十分に反映されにくい課題があることも事実です。このことから、香川県では、今年度から災害時に男女共同参画の視点を持って活動できる女性地域防災人材を養成する「女性地域防災人材養成事業」を実施しております。本町ではこの事業の周知・啓発に取り組むとともに、女性でなければ気づきにくいニーズに対応するため、各地区・各避難所において女性のリーダー・担当を配置できるよう、自主防災組織と連携しながら人材確保・育成に取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（濵野良一君）
　鈴木美香君。
○7 番（鈴木美香君）
　はい。それも机上というには、もうちゃんとした制度なり仕組みなりをお考えなんですけど、やっぱり実働して機能するかっていうのがここでも課題だと思います。
　ここで訴えてすぐできるとは、私も思っていませんので、そういう方向に向けて、地区も行政も一緒にやっていったらいいのかなと思いますので、やっぱり一番大事なことは、周知と自分たちで考えるという方向性を町として打ち出すのが大事かなと思います。
　以上で私の質問を終わります。

○議長（濵野良一君）
　2 番　石井亨君。
○2 番（石井亨君）
　2 番、石井亨、質問させていただきます。
　今日はですね、土庄町の一般廃棄物の削減の方向性について何点かお伺いしたいと思います。
　令和 5 年 12 月に続いて 3 年ぶりになるんですけれども、まず最初に伺いたいのはですね、どこまで可能かというのは別として、市町の一般廃棄物っていうのは、燃えるごみ、あるいは埋め立てごみ、ともにゼロに向けてどれだけ減らしていくか。別の言い方をすると、どれだけ循環資源に回していくかというのが、基本的な目標、方向性だというふうに私は理解しているんですが、これはこの方向性だということで理解してよろしいのでしょうか。
○議長（濵野良一君）
　住民環境課長　島原正喜君。
○住民環境課長（島原正喜君）
　石井議員のご質問にお答えします。
　土庄町では、廃棄物処理法第 6 条第 1 項の規定に基づき、ごみ処理や生活排水処理について、令和 13 年度までの 15 年間の基本計画を定めた一般廃棄物処理基本計画を平成 29 年 10 月に策定しております。「全てのごみを循環資源化させて排出ゼロに」というところまで明言したものではありませんが、地球環境にやさしい循環型社会の構築を基本理念に、ごみの削減目標や再資源化について計画したものであります。
○議長（濵野良一君）
　石井亨君。

○2 番（石井亨君）
　はい。今ご指摘のありました廃処法に基づく一般廃棄物の処理計画、2017 年に策定しています。
　今度は、その関係で伺いたいんですけど、基本的に市町が基本計画を立てるっていうのが、まず前提にあって、うちの町の場合で言うならば、その後、二町で取り組むほうが合理的な設備、施設の整備だとか運営については、循環型社会形成推進地域計画ですか、地域計画の方で策定して、二町合同広域で取り組むというこの関係性ということでよろしいんですよね。
○議長（濵野良一君）
　島原課長。
○住民環境課長（島原正喜君）
　はい。お答えします。
　石井議員おっしゃるとおり、一般廃棄物処理基本計画は、廃棄物処理法により市町村にそれぞれ策定が義務づけられております。土庄町及び小豆島町でもそれぞれ作成しております。その上で、小豆広域で行うごみ処理事業においては、小豆広域が別途計画を作成しております。
○議長（濵野良一君）
　石井亨君。
○2 番（石井亨君）
　はい。3 年前に質問したときにですね、この 2017 年に策定した目標処理計画に基づいて、基準年になるのが 2015 年であって、この年の総排出量が 6700 t だったと。それが 2022 年段階で 5913 t にまでに減ったと。当初目的であった 10％削減はクリアしているというのは前回の答弁だったわけですけれども、直近のですね、可燃・不燃ごみの排出量及び不燃廃棄物の島外排出量ってのはどういう状況になっているのか、教えていただけますでしょうか。
○議長（濵野良一君）
　島原課長。
○住民環境課長（島原正喜君）
　はい。お答えします。
　ごみの排出量につきましては、令和 7 年度の実績で、総計で 6038 t でございます。
　その内訳は、可燃ごみが 4422 t で全体の約 73％、不燃ごみが 338 t で全体の約 6％、資源ごみが 1278 t で約 21％でございます。
　また、不燃廃棄物の島外搬出は、令和 7 年度実績で、綾川町のほうに 229 t でございます。以上です。
○議長（濵野良一君）

石井亨君。
○2 番（石井亨君）
念のための確認ですが、可燃ごみが 73%を 4422t というこういう数字でしたけど、これは湿重ということでいいんですね。
○議長（濵野良一君）
島原課長。
○住民環境課長（島原正喜君）
お答えします。
はい、湿重量で集計しております。
○議長（濵野良一君）
石井亨君。
○2 番（石井亨君）
現在、土庄町ではですね、不燃ごみについては、島外搬出をする前に手分別を行ってますね。
前回の質問時には、手分別による不燃ごみの削減。これを遂行していったことで 57%ぐらい不燃ごみが削減できた、という実績で答弁をいただいたんですけど、現状どれぐらいの状態になってますでしょうか。
○議長（濵野良一君）
島原課長。
○住民環境課長（島原正喜君）
はい。お答えします。
不燃ごみを島外搬出するに当たり、令和 2 年度から有限会社小豆島に委託しており、混在する可燃ごみや資源ごみを選別しております。先ほど令和 7 年度の不燃ごみ実績は 338t と申し上げたうち、豊島処分場での埋め立て分 41t を除いた 297t が有限会社小豆島への搬入分となっております。そのうち島外搬出分は約 229t ですので、約 23%の削減になっております。
○議長（濵野良一君）
石井亨君。
○2 番（石井亨君）
前回の集計から言うとですね、半減しているような削減率ということになるのかなと思うのですが、ここの部分を含めて、資源ごみを含めて、現在のうちの町の資源化率っていうのは一体どれぐらいになっているのでしょう。
○議長（濵野良一君）
島原課長。
○住民環境課長（島原正喜君）
先ほど再質問とあわせてお答えさせていただきます。

先ほど、57%から23%と削減率が低下してるのではないかという、ご質問だったかと思います。

不燃ごみの選別で取り除かれるものには、有価物と不適物がございます。有価物は資源として利用されますが、不適物は生ごみの混入などであり、むしろその時点で不適物の方が多いというのが実態でございました。削減率の中には、不適物の割合も含まれておりますので、削減率が高い方がいいとも一概に言えないところで、適切な分別排出が進んだ結果、この削減率が低下した側面もあると考えております。

続いて、資源化率ですが、令和7年度の実績で約21%となっております。以上です。

○議長（濵野良一君）

石井亨君。

○2番（石井亨君）

今の数字の変化の趣旨は理解をいたしました。

総排出量ですね、これについてはですね、むしろ、前回の答弁の2022年度分よりは少し増えてるというこういう状態になっている、総排出量ですね。

そして、県の排出量のですね、市町別のデータを見るとですね、2024年のデータだと、1人当たりの1日当たり排出量というのが、県内平均で808グラム程度。実は県内で一番多い市町村どこかって直島町1497というこういう数字が出ていまして、1.5キロぐらい、倍近いですね。それに続いて小豆島町、土庄町、琴平町と続きます。

この4町って実はどの都市を見てもですね、順位が前後しながらも、突出して県内で多いってこれってやっぱり観光客が来る多い地域だからという理解でよろしいですか。

○議長（濵野良一君）

島原課長。

○住民環境課長（島原正喜君）

はい。お答えします。

ごみの排出元調査を行っておりませんので断定的なことは申し上げられませんが、観光客などの流動人口が多いと、当然、その滞在中や活動中に排出されたごみも町内のごみの量に加わりますので、住民一人当たりに換算すると、結果的に一人当たりの排出量を押し上げる要因となっていることは、ほぼ間違いないと思われます。

○議長（濵野良一君）

石井亨君。

○2番（石井亨君）

土庄町も県内平均からすると、1.4 倍 1.5 倍ぐらいの 1 人当たり 1 日当たりの排出量という計算にはなってしまうんですけど、私も実際にはその来訪者から出るごみというのが、生活者からのごみとそれに上乗せされているので、増えているというのがこの 4 町の現実だろうなと思います。

今の仕組みだとこれを綺麗に分別して、しっかり数字でとらえるってのは非常に難しいと思いますが、ただ、その要素は間違いなくあると思うので、この点についてはですね、住民環境課だけの話ではありませんけれども、6 月議会で質問をさせていただいた、あるいは要請させていただいた受益者負担、つまり来訪者から負担していただくための宿泊税、あるいは私は入島税の方だと思いますけれども、ぜひこれは研究をしていただきたいと思いますのでお願いをしておきたいと思います。

そしてもう 1 つ行きますね、資源化率について 2021 年の資源化率の実績ってうちは 6%だったんですね、で、今 21%とおっしゃった。

県の統計を見るとですね、県平均が 18.5%で、実は土庄町はすでにこれを上回っていて、2024 年度データで、県のデータでは 20%と出てまして、県平均を上回っているとこういう状態です。これに対して現在小豆島町が 6.7%、この最大の違いは、どこにあるのでしょうか。

もう 1 つごめんなさいね、追加で言います。前回うちの町は 6%でしたというのが今回 20%あるいは 21%という数字になっている。この変化の要素はどこなのかということをご説明いただきたいと思います。

○議長（濵野良一君）

島原課長。

○住民環境課長（島原正喜君）

はい。お答えします。

資源化率が増えた最大の要因としましては、事業者からの資源ごみとして出された紙類の量が、令和 3 年度で 591ｔから令和 7 年度で 918ｔと増えたことにより、リサイクル率が増となったものと考えております。

具体的に言いますと、1 つの要因としましては、このダイキの横にある事業所が置いてある資源、リサイクルボックス、そこで古紙、新聞、段ボール類を取り始めております。

そこの収集したものは、事業所ごみとして、リサイクルセンターの広域の方に入りますので、そういったところ土庄町にある搬入量の差につながった、全てではないと思いますが、一因ではあるかと考えております。

○議長（濵野良一君）

石井亨君。

○2 番（石井亨君）

さて、2022 年よりは排出量は増えましたというこういう状態がありますね。で、2022 年の実績をもって、3 年前の答弁ではですね、基準年である 2015 年、年間 6700ｔから 10%以上の削減ができている。したがって、この 2017 年に作った一般廃棄物処理計画の目的は達成されたという趣旨で答弁を受けたんです。改めて、その時にはですね、いや、かなりいってるんやなと、相当減っているんやなというふうに思ったんです。思ったんですが、それちょっと整理してみますと、実は基準年 2025 年から 2022 年までに、人口自体はおよそ 10%減っている。で、ごみは 14%ぐらい減ってるんですが、人口自体は 10%ぐらい減ってるっていうのがあり、かつ 2022 年ですから、コロナまだ 2 類でかなり行動の抑制がかかってたと。こういう状況から考えるとですね、10%減ったとこれで評価していいのかっていうこと自体が、ちょっとやっぱりこう議論してみる必要がある数字だったのかな。ただ、総じてですね、ここへ来るまでに、資源化率は相当に上がったということは間違いないので、資源化率の目標値はこの 2017 年計画では 15%を目標とすると、それは 2031 年までにっていう、こういう目標値だったから、ある意味、かなりこう成果は出ているというふうに評価していいのかなというふうには思います。

当時のですね 2017 年のこの計画の中で、将来予測人口ってのは一応出てるんですけれども、人口ビジョンをやったのはそのあとの話で、予測値と実際のこの計画段階での人口の変動ってのは、かなりずれているというのが現状だろうと思います。

それが今までの数字の中での私自身の印象なんですけど、いずれにしてもですね一般廃棄物の処理、これを燃やしたり埋めたりするよう、どうやって減らしていくかってのが最大の課題になるということは間違いないと思います。

その中でですね、現在一番多いのはちょっとさっき出てきました可燃物が一番多いわけですよね。この可燃物、いったい中身がどういう状態なのかっていうのを全国平均で見ると、厨芥と言われるいわゆる生ゴミの類というのが 33 から 38%。紙類さっき話が出ましたけれども、これが 30 から 33%で、プラスチック類が 10 から 12 と、草木類、雑草や剪定かすですね、これが 5%から 10%。繊維類が 3 から 5%程度と、その他ゴムとか皮革とか不燃物っていう話になるわけですけども、土庄町の出てるごみの内容というのは大体把握されてるんでしょうか。

○議長（濵野良一君）

島原課長。

○住民環境課長（島原正喜君）

はい。お答えします。

可燃ごみの実態把握につきましては、令和 7 年度に小豆地区広域行政事務組

合でごみ組成分析を行っております。したがって、土庄町単独での分析結果ではございませんが、その結果では紙類が約 44%と一番多く、次いで、草木類が約 22%、プラスチック類が約 15%、繊維類 9%、厨芥類いわゆる生ごみなどが約 6%、その他 4%というふうになっております。以上です。
○議長（濵野良一君）
石井亨君。
○2 番（石井亨君）
今数字でお示しいただいたんですが、広域で取り組んだ調査の結果で土庄町単独のものは案件上ありませんという話ですね。
そして、一番多いのが紙類という形で出てきたわけです。で、6%が厨芥類というこういう形で出ていますが、基本計画を立てたときに、一般廃棄物処理基本計画を立てたときにね、このときに、厨芥類が中心だと思いますけど、水分量がおよそ 40%ありますってこういう数字ですよ。これ 6%ということはないと思うんですけど、これは乾物重ということでよろしいんですか。
はい。お願いします。
○議長（濵野良一君）
島原課長。
○住民環境課長（島原正喜君）
令和 7 年度に行いました小豆組合での組成分析については、もう炉の中にあります、もうすでに可燃ごみの中に入っておりますような、がさっとこうとって、そこでだんだん、そこで内容分析をしたものになっておりますので、家庭系のごみだけではなく、事業所系のその可燃のごみも入った数値というところでございますが、水分等はその段階でどの程度まで下に流れていったか、蒸発していったかっていうのは、ちょっと不明でありますが、総重量の中での結果ということになっております。
○議長（濵野良一君）
石井亨君。
○2 番（石井亨君）
ちょっと聞き方を変えます。
広域でやったということは、10 日の日に広域の議論の進捗状況が示されました。その中に可燃ごみの内訳比率がこう書いてあった。それも 1 桁だったような気がしますけど、あの数字がそうということでよろしいですか。
○議長（濵野良一君）
島原課長。
○住民環境課長（島原正喜君）
はい。令和 7 年度の実績ということ直近の実績でありますので、同じものだ

と認識しております。
○議長（濵野良一君）
石井亨君。
○2 番（石井亨君）
すみません。だとすると、広域の資料は、乾物重であると。
つまりおよそ 40%近い水分を取り除いたときに、生ゴミは 6%ぐらいになりますよという数字の表記になった。なので、これで 6%と言いますが水分があれば、これやっぱり 40%前後の数字にはなるんだろうなというふうに思います。
地方公共団体が市町村がですね、この一般廃棄物を処理するにあたって 2007 年にですね国の方から、「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システム指針」ってのが出てます。
何回か改定はされてますけれども、基本的には一般廃棄物、可燃ごみの中の厨芥類とか草木類っていうこれについては、基本は堆肥化に向けて進めなさいってもう、いろんな選択肢はありますけど、基本はそこの部分にあり、それからですね、紙類や繊維類っていうのは、これは可能な限り有用物分別して利用、再利用していくっていうこういう方向性であり、2022 年にプラスチック資源循環促進法ができまして、可燃ごみの中のプラスチックもできるだけ有効利用してください、資源化してください、という方向が出てきていると。
これらのものをですね、今の比率の中で分離していくとですね、可燃ごみは少なくとも 60%から 70%ぐらいは資源に持っていけるものであって、受けられるよというのが、国の指針でもあり、後で説明しますけれども、全国的な事例でもそういうことをやっているという状況、こういう状況だと思うんです。で、土庄町として今後のさらなる分別の方向ってのはどういう状態なってますか。
○議長（濵野良一君）
島原課長。
○住民環境課長（島原正喜君）
お答えします。議員ご指摘のとおり、厨芥類、紙類、プラスチック類の分別徹底は、大幅なごみ減量と資源化率向上につながるものと認識しております。
主な施策としましては、まず生ごみにつきましては、生ごみ乾燥機及びコンポストについての購入補助制度の継続、また拡充を図り、各家庭での減量化及び自家処理を奨励します。
2 つ目紙類につきましては、現在も資源ごみとして分別回収を行っているところですが、住民への周知啓発を強化するなど、より資源化について推進していきたいと思います。
3 つ目プラスチック類につきましては、令和 4 年 4 月に施行された「プラスチック資源循環促進法」に基づき、国が定めるガイドラインや他市町の動向を注

視しながら、容器包装プラスチックのほか製品プラスチックも含めた回収・再資源化の導入について、現在、具体的な検討を進めております。新たな分別区分導入にあたっては、住民の皆さまへの十分な情報提供と説明会開催、現在のごみ分別ガイドブックの更新など、丁寧な周知活動が不可欠であり、これらを計画的に実施してまいりたいと考えております。

○議長（濵野良一君）

石井亨君。

○2 番（石井亨君）

いきなり細かい話に戻ってしまいますが、昨今リチウムイオン電池が発火の原因になるということでいろいろ問題視されています。

住民の方からもですね、やはり、これ何とか安全に分別回収してもらえないのかという相談、意見をよく聞くんですが、この取り組みについて現状どういう状況になっているか教えていただけるとありがたいです。

○議長（濵野良一君）

島原課長。

○住民環境課長（島原正喜君）

お答えいたします。

議員ご指摘のとおり、リチウムイオン電池は、強い衝撃が加わると発煙、発火することがあり、全国で清掃工場・収集車両等において火災が多数報告されております。そのような収集・運搬時の危険があることから、現在、町では、回収を行っておりません。処分については、購入した販売店や一般社団法人 JBRC の協力店を案内しておりますが、膨張、破損したリチウムイオン電池は回収できないことから、住民の方からどうすればいいのか、といった問い合わせもございます。また、不燃ごみや小型家電回収ボックスに混入することによる発火リスクなど、町としても、課題として認識しているところでございます。

このような状況を受け、現在、町でのリチウムイオン電池回収に向けて、安全な回収方法の検討や、効率的な再資源化を目的に、香川県が行っておる実証実験に参加し、広域的な処分方法の検討など、準備を進めているところでございます。

しかしながら、処分する際には、住民の皆さまに、電極部分がお互いに接触しないようテープなどで絶縁してから排出していただくなどの手間をかけていただく必要がありますので、住民の皆さまのご理解とご協力がないと回収が完全にできるものではないと考えております。排出方法についての詳細が決まりましたら、改めて住民の皆さまに周知させていただきますので、それまでは、決して、ごみステーションには出さずに、従来のご案内の方法で処分いただきますようお願いしたいと考えております。

○議長（濵野良一君）
石井亨君。
○2 番（石井亨君）
もう 1 点、ごめんなさいね、ちょっと通告した順番が逆になってしまいましたけど、不燃ごみ今、島外搬出をする前に手分別をしていただいております。
それなりにこれはコストがかかってしまうっていうのは、これは当然起こってしまうんだと思うんですが、今は集めた不燃ごみを委託して手分別してもらっている。
今住民の方にリチウムイオンを集めるときには、ある程度理解をして協力してもらわなくちゃいけないっていう話だったんですが、例えば不燃ごみについても、もっと上流で分ける、つまり搬出時点でもっと細かく分けてもらうということが得れれば、委託してからの作業もうんと減るということにもなるんだろうなと。
その辺も含めて、現在の不燃物の事前手分別っていうか、島外搬出前の手分別って、これってさらに住民の方へ返していくということにするのか、この状態でやるか、もしくはほかの選択肢なのか、何か今の時点で何か方向性がありますか。その状況を教えてください。
○議長（濵野良一君）
島原課長。
○住民環境課長（島原正喜君）
はい。お答えします。
不燃ごみの処理につきましては、現在、有限会社小豆島において手選別により、資源化に努めております。この手選別は、高い精度で不適物や資源物を回収できる利点がある一方で、作業員の負担が大きいこと、作業員の危険性や効率性が悪いなどの課題も抱えております。
そのため、現在の手選別による資源化を維持しつつ、並行して、住民排出時点での分別を徹底していただくことで、より手選別作業の安全化や効率化が進み、結果として、より高い再資源化につながるものと考えております。
○議長（濵野良一君）
石井亨君。
○2 番（石井亨君）
はい。ありがとうございます。
基本的には手分別をベースとして、それをロスがないようにというのか、非常にいい状態で、まず回収ができて、手分別での負担をできるだけ下げていく、けれども、手分別は基本的にメインでやっていくというこういう形だと理解します。

はい。さてですね、そろそろまとめに入りたいと思うんですが、現在の土庄町の一般廃棄物処理基本計画って、目標年が 2031 年というこういうことになっている。実はさっきですね 10%減ったか減らないかというこういう話をしたんですが、あの 10%というのは、実は総量 10%の話じゃなくて、そもそもの目標値は、1 人当たりの排出量を 10%削減するというこういう話になってますね。

2022 年には一応総量では 10%減ったとみたけれども、これは人口も相当減ってる、コロナで行動抑制が起こってるというこういう状況の中で、14%近い減少があったけれども、令和 7 年の実績を見ると、逆に増えているってこれは人の動きが多くなったというこういう状況が一方ではあったからだろうと思います。

そういう意味では、1 人当たりの排出量をどう計算するかっていうのは、厳密に区分できないので、ここはもう議論してもあんまりしょうがないのかな。

できるだけ抑制するという方向であるにしろ、1 人当たり減ったか減らないかというのは評価のしようがないってのが現実だろうと思います。

ただ一方で、リサイクル率、つまり資源化率っていうのは 20%ということで県内平均を超えるところまでは来ましたよ、というのはこの現状で、かつですね、その計画を立てた後いろんな法律ができたっていうこういう状態もあり、このまんまこの計画で、2031 年まで待つのかな。

そこはちょっと疑問に思うところ、ある意味この計画段階の目標は、読み方にもよりますが、達成したと考えてもいいんじゃないか。

すでに達成していると思う、クリアしてそれをちょっと超えるところまできていると読んでもいいのかな、というふうに私は理解しています。

その上でですね、先日 10 日の日に、実は広域一部事務組合での審議の経過状況の説明がありました。

これは焼却炉の更新ということの方向性もしくは、中間処理いわゆる破砕機ですね、破砕機を導入してっていう部分の、その審議状況の経過報告があったわけですが、これを見てですね、私の率直な印象というのは、これをこのままもしやるとしたら、うちの町の財政で耐えられるんだろうかっていう印象を受けたというのが、私の率直な印象なんですね。

そこで、わが町の計画にまた戻りますけれども、よく引用される徳島県上勝町の話が出てきます。簡単に上勝町の話をしますと、2003 年にゼロ・ウェイストごみゼロにしましょうということを宣言して、2016 年には資源化率 80%達成しているというこういう状況になっている。

なんでこれができたか、実は別にいい環境に対して、非常に優秀な町でずっとあったわけではなくって、90 年代には野焼きの町と知られていた。

そういう状態だったわけですが、いくらなんでもということで焼却炉 2 基整

備しました。直後にダイオキシン規制が入って、1 基が通過しなかったと、合格できなかった。そこで、焼却炉の更新をもう予算的に断念せざるを得ないというこういう状況になって、徹底分別ということで今の状況につながってきてるんですね。

うちの町でも実験的にやっていましたが、NPO 法人ゼロ・ウェイストアカデミーというのを独立して立ち上げて、繊維、衣類のリユースとかアップサイクルも含めてですね、町民の不用品を町民が消費していくという、町民向けのリサイクルショップを NPO で開店させて運用させている。

コンポストですね、生ごみの方は、実はうちの町とあんまり考え方は変わらなくって、基本的に、事業所もしくは家庭の単位でコンポストを導入して堆肥化してくださいってこういう方向でやってるけれども、これについては達成率ほぼ 100%ということで生ゴミはもう回収はしていないという、こんな状態になっている。

私も実は何度か尋ねてみてですね、何でこんなことがやれるんだろうとちょっと不思議だったんです。現在人口 1158 人という町ですから、ある意味、町民全部集まって住民大会やれるサイズ、みんなで議論できるサイズ、この小ささが、やっぱり非常に意味があるのかなあというこんなふうにも思ったんですね。

ところがいろいろ調べてみると、ゼロ・ウェイスト宣言みたいなことはやってないですけれども、日本で一番ちゃんと分別率を高くしている町ってのは、鹿児島県の大崎町という町があります。上勝を上回っていますが、ここも実はですね、焼却炉の更新はもう町の財政では無理だっていう、そういう状況に至って、徹底分別へ転換した。1998 年に着手してるんですね。その時、資源化率 0.8%だったものが 8 年で 2006 年から連続 12 年間、全国 1 位の資源化率を達成し、現在も 80%から 84%という資源化率で推移している。ここでは堆肥についてはですね生ごみについては、すべて町が収集して町のセンターで堆肥化するということをやっている。これは 1973 年に生ごみの堆肥化を始めた綾町、宮崎ですがこれなんかも同じような取り組みですね。

そのままこれを真似したらいいという話には全くならないですが、ただ減らすっていうことは至上命題であり、一方、CO2 の削減という意味でも燃やすっていうことはできるだけ避けなくちゃいけないと。土庄町の地球温暖化対策実施計画にもですね、分別を進めて焼却量を減らして、CO2 の排出量を減らすんだということをこう書いてあるわけですよね。こういう動きは別に日本だけではありません。

ゼロ・ウェイスト宣言というのはですね、同じく 2003 年にサンフランシスコでもやってるんですね。人口 87 万ですけれども、実はアメリカは土地が広いのであんまり燃やすという発想はなくて、基本的にほぼ埋め立てなんですね。そ

れでもですね、やっぱ最終処分場がひっ迫してしまって、そして2003年にごみをゼロにする、2020年までにゼロにするという宣言を出した。

実際にはゼロにはなってないんですが、2020年時点ではすでに80%資源化っていうところにシフトに成功している。

2024年にはですね、カリフォルニア州全体で焼却炉を全部廃止した。全部閉鎖して、そして州全体で今年ゼロ・ウェイスト計画を発表するというこういう段階になっている。

どこに肝があるのか、私はよくわかりませんが、やればやれるということを実践して見せている自治体は、日本の中にも世界的にもいっぱいあるんだなというのはこれが実情だろうと思います。

今回ですね、焼却炉問題が目に見えるところへ出てきたわけですけども、私が思うのは2031年を待たずして、今こそまさに、ごみをどうするんだっていうことを全町を挙げて議論するときが来てるんじゃないかと私は思うんですね。

特にうちと小豆島町の違いって事前に手分別することによって不燃物の埋め立て量は格段に少ないというこういう状態があります。

そうするとですね、単純に考えれば、小豆島町もそれやったらどうですか、そしたらそれ広域でやらなくてもいいじゃないですかみたいな可能性も含めてですね、まずはうちの町がどうするかっていう計画を、2031年まで計画があるからこのままですじゃなくって、今こそ議論すべきだというふうに思うんですね。

どういう形でですねこの削減計画を立てていくべきなのか。意見をいただけたらと思います。

○議長（濵野良一君）

島原課長。

○住民環境課長（島原正喜君）

はい。議員のおっしゃるとおり今時点で計画の数値上、クリアしてるからそれで終わりというところはもちろんございません。

そこで昨年度の実績としまして実証実験でありますが、衣類のリユース・リサイクル及び不用品、不燃ごみとして出される中から、同じくリユース・リサイクル可能かの商品があるかどうかの実証実験を行いましたし、プラスチック類についての再資源化のところも、現在検討していたところでございます。

現在、小豆島町と合同で次期クリーンセンターの検討をしておりますが、燃やさない方式として、トンネルコンポストの方式も実際検討したところでございますが、なかなか諸問題等もあり実現には至ってないところでございます。

現時点で焼却施設からの脱却というのは難しいところでございますが、ごみの適正な分別や再資源化の品目を拡充させていくことにより、より焼却量の低

減を図るとともに、クリーンエネルギーの利用促進など、極力環境負荷への低減に努め、2050 年カーボンニュートラルの実現につなげてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（濵野良一君）

石井亨君。

○2 番（石井亨君）

今、広域での議論の中身を少しご報告された部分がありましたけど、基本的には、まずうちの町としてどうするんでしょうと。その時にどうしようかと。ねえ、一緒にやってくれますかと相談をするのは広域や小豆島町じゃなくて町民だと思うんですよ。

うちの町でまず、どこまでやれるかって、どうという方向でやるべきかっていうことを、ちゃんと議論しませんかというのが、まず最初であって、うちとしてはここまでやりたいと思うということを持ち込んで広域で議論するというこういう話なんだと僕は手順としてはそうだと思うんですね。

だから、今ごみ大変なことになってますよ、どうしたもんでしょうかっていうことを町民、あるいは、その意味では町議会かもしれませんけれども、そこと今こそ議論すべきだと思いますという問題提起をしたんです。

もう時間ありませんから、ぜひですね、まずは町内でごみ、本気でやりませんかという議論を始めていただきたいと思うんですね。

今日はもう時間がありませんので、次、もしくはその次の議会で改めて続きの質問をしたいと思います。その点要望して、私の質問を終わります。

以上です。

休憩

○議長（濵野良一君）

暫時休憩いたします。なお、再開は 14 時 10 分を予定しますので、よろしくお願いいたします。

休 憩 午後　2 時 4 分
再 開 午後　2 時 10 分

出席議員及び欠席議員

休憩前に同じ。

地方自治法第１２１条による出席者

休憩前に同じ。

議会事務局職員

休憩前に同じ。

再開

○議長（濵野良一君）
再開いたします。一般質問を続けます。
○議長（濵野良一君）
9 番　福本耕太君。
○9 番（福本耕太君）
福本耕太です。日本共産党を代表いたしまして質問いたします。
まず 1 つ目の質問になります。
1 つ目は、岡野町長が進めている町政について、まず、方向性をですね転換していただきたいということです。
大きな流れとしましては、今土庄町、財政調整基金が 30 億円あります。
それをですね、前提としまして、今後どういう町をつくっていくのかということが問われているわけですけども、今町長が進めようとされている旧庁舎のですね、取り壊しと道の駅の計画、こうした再開発計画ではなくてですね、これまで、今もずっと住民の中からですね、上がってきている生活の困窮を取り除く事業に、こうした財政調整基金をしっかり使っていく。で、再開発ではなくて暮らしを守る町政に変えていっていただきたいということで、質問をしたいと思います。
いくつかですね 6 つですね例を挙げておりますけど、それは 1 つずつは読むつもりにはしておりません。
ただ、私が言いたいことは、今回ですね道の駅を作るにあたって、まず庁舎の取り壊しに 1 億 5000 万円はかかると、それから建設費に何十億円お金がかかるかわからないと。企業からね、お金を出してもらうとかいう計画もあるんですけども、そうした計画も、どうなるかわからない。ランニングコストもどういうふうになるかわからないというような状況で、計画だけをどんどん進めていくとかこういう計画がありますって住民に話をしても、これはなかなか住民さんもいくらかかる、建物にいくらかかるかわからん状況の中で、やりますと

言われてもわからないという声が、やはり大きく上がってきているという点をまず押さえていただきたいと思います。

今回についてはですね、今住民の中で声が上がっている物価高騰から暮らしを守っていく、そのための政策ということで、私これまでも取り上げてきたんですけど、国民健康保険税のね、引き下げをぜひ、土庄町でやっていただきたいと。

1つは、年間1万円の引き下げをやっていただきたいと。

2つ目はですね、国民健康保険税の子どもの均等割の実質上の廃止。

子どもが多ければ多いほど、国保税の負担が大きくなるという仕組みを取り除くと、これ何度も今までもやってきてるんですけどね、同じことなんですけどこういうところにこそですね、税金を使って、物価高騰から暮らしを守る対策をとっていただきたいという質問をさせていただきたいと思います。答弁を求めたいと思います。

○議長（濵野良一君）

企画財政課長　中村友幸君。

○企画財政課長（中村友幸君）

福本議員のご質問にお答えいたします。

私の方からは、今お話ありました財政調整基金30億円、これの活用、それから予算配分ですね、生活インフラに充ててはどうかということにつきましてお答えさせていただきます。

まず、財政調整基金につきましては、ご存じのとおり年度間の財源調整でありますとか、災害などの不測の事態への対応、また、公共施設の維持更新、将来の公債費負担でありますとかなど、今後見込まれる財政需要に備えるための重要な財源でございます。その活用につきましては、残高の状況のみで判断するのではなくですね、各年度の財政状況でありますとか、今後の財政需要、事業の必要性等を踏まえ、慎重かつ適切に判断する必要があるというふうに考えております。

一方で、先ほどおっしゃいました、町民の生活でありますとか、地域経済に大きな影響が生じる場合でありますとか、将来に備え、今取り組む必要がある事業につきましては、財源の有無だけで判断するのではなく、基金の活用も含めまして、必要性、緊急性、継続性、それから公平性、制度上の妥当性、将来負担への影響などを総合的に判断して、適切に対応してまいりたいというふうに考えております。

また、予算配分の考え方についてですが、住民の日常生活に直結する課題への対応が重要であることは言うまでもなく、令和8年度におきましては、子育て環境の充実をはじめといたします「人口減少対策」、それから「地域資源や地

域のポテンシャルを活かした産業の振興と担い手の確保」、「安心して暮らせる地域づくり」の 3 点を予算重点配分枠として予算編成を行ったところでございます。

具体的にはですね、子ども園、それから保育所にかかる保育料と給食費の無償化、それから小・中学校の給食費無償化をはじめといたします子育て支援の充実、あとは外出困難な方へのタクシーチケットの配布事業、介護用品等給付事業の対象者の拡大、あと学校や体育施設の改修、町道改修、カーブミラーの設置、あとは肥土山浄水場整備への出資、防災対策の強化、港湾・漁港整備、あと豊島シャトルバスの 2 台体制化による輸送力強化など、住民の方の安全・安心な生活に直結するインフラ整備でありますとか、行政サービスの充実に現在着実に取り組んでいるところでございます。

一方でですね、本町の財政状況としましては、物価高騰や金利上昇を背景に、人件費、それから公債費などの義務的経費が増加しております。令和 8 年度予算におきましても、財政調整基金から約 4 億 5000 万円を繰り入れる状況にありまして、中期財政計画におきましても今後、こういった財調の取り崩しが続く見込みとなっております。

加えて、学校・体育施設の改修をはじめとする大型公共工事に伴う公債費の増加でありますとか、一般財源所要額の増大が見込まれることから、財政の硬直化、こうした面も懸念されるところでございます。

こうした財政状況を踏まえますと、事業の優先順位づけ、実施時期の平準化をより意識し、選択と集中を図りながら限られた財源を有効に活用していく必要があるというふうに考えております。

旧庁舎跡地利用、道の駅事業を含むですね、すべての事業につきまして補助金の活用の可能性、民間資金の導入、財政負担の規模、後年度のランニングコストも含めた財政への影響などを精査した上で、財政規律を保ちながら健全で持続可能な財政運営に努めてまいりたいというふうに考えております。以上です。

○議長（濵野良一君）

健康福祉課長　渡辺志保君。

○健康福祉課長（渡辺志保君）

私の方からは、国民健康保険税の引き下げについてお答えをさせていただきます。

国民健康保険税の負担が被保険者にとって大きくなっていることは、町としても十分認識をしております。

しかしながら、現段階では、国保税を一律 1 万円引き下げることは難しいと考えております。理由としては大きく 3 点ございます。

第 1 に、国民健康保険制度の基本原則と一般会計からの繰り入れに対する国の方針についてです。

国民健康保険制度は、保険税を主たる財源とする独立採算制を基本としており、一般会計から国保特別会計への繰り入れは、法律に定められたものに限られております。財政調整基金や一般財源を投入することは、いわゆる「法定外繰入」に該当し、国は強く解消を求めているところです。

なお、法定外繰入を行った場合、医療費適正化等の取り組みを国が評価し、交付金を支給する「保険者支援制度」において評価が低下し、国庫補助金が減額される可能性がございます。

第 2 に、保険料水準の統一化への影響についてです。現在、都道府県単位で「保険料水準の統一」が進められております。このような状況下で、引き下げを行えば、市町間の差異を拡大させ、全体での取り組みに支障が生じかねません。また、一時的に軽減しても、統一時には保険税を引き上げることとなり、被保険者の皆さまにとって大きな負担となります。

第 3 に、基金の現状と将来の財政安定性についてです。本町の国保財政運営においては、医療費の増加に加え、令和 6 年度の資産割廃止、さらに今年度からの子ども・子育て支援金制度の創設に対応する中で、被保険者の過度な負担増を回避するため、保険税率の改定を最小限に抑えており、その結果生じた不足分は、国民健康保険財政調整基金を取り崩して補填しています。将来的に被保険者に急激な負担増を強いることのないよう基金を計画的に活用し、国保財政の安定性を確保することが重要だと考えております。

以上のことから、現段階では、国保税を一律 1 万円引き下げることは難しいと考えております。

なお、所得の低い方には、国の法定軽減制度 7 割、5 割、2 割や、町の減免制度を適切に適用し、きめ細やかな支援を行ってまいります。

加えて、特定健診・保健指導の充実、生活習慣病予防、ジェネリック医薬品の利用促進などを通じて医療費を抑制し、被保険者の負担軽減につなげてまいります。

均等割についても、そのままお答えしてよろしいでしょうか。一旦ここで。

○議長（濵野良一君）

福本耕太君。

○9 番（福本耕太君）

国保についてね、まず、30 億円の使い方について、もうすでに生活の方に大分、回してますよということが、中村課長の方から言われたと思います。

確かにそういう面もあると思います。

ただ私が言いたいのは岡野町長ね、大型開発いうところに財政調整基金を使

うんじゃなくて、住民の暮らしの方にしっかりと使っていただきたいということと、国保について言いますとちょっと時間の関係もありますけども、確かに、まず前提として住民負担がむちゃくちゃ高いんですよ。もう本当に生活を押しつぶしてしまうぐらい国保税高いです。もうみんな悲鳴が上がってます。

そこを出発点に考えないと、保険制度そのものが回っていかなくなりますので。ですので、もちろん私は土庄町が、一般会計から繰り入れをやればそれで済むというふうには考えていません。

町長にお願いしたいのは、やはりこの国がね、ペナルティをかけるとか、そういうことはやめて欲しいと。それと、全国知事会とか医師会、それから市町村会の方もね、意見を聞いておられると思うんですけども、国保税の個人負担、住民負担を減らすために、国庫から 1 兆円の繰り入れ、これは医師会が言ってますね、1 兆円の繰り入れをやってください。地方自治体がお金を持ち出さなくてもいいように、それをせんことには住民の生活がもう回らなくなっているということをしっかりと町長の口から国に対して言っていただきたいと、いうことをお願いしたいと思います。

事実上ね、これ本当に引き下げをしないことには、生活ができなくなりますんで、そこはやっぱりしっかり認識していただきたいなと。

私はやっぱり住民の代表として、議会に立っておりますので、やはり現実問題として引き下げをしていく必要があると思いますので、そこは見解の違いかもしれませんけども、財政調整基金の取り崩し、またいろんなそういう国のペナルティそういうのとも闘いながらですね、住民の暮らしを守っていくということが今町長に問われている大事な視点だというふうに思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

続きまして 2 つ目の質問に入りたいと思います。

時間もありますので短くいきたいんですけども、先ほど大野議員やそれから鈴木議員の方からも質問がありましたんで、それを踏まえていきたいと思います。

今回熊本の地震がありまして、その中で初日からですね、テレビの放送でもですね、車中泊ですとか、それから体育館でのパーテーションを引いてですね、避難ということが当たり前のように流されました。これはね、私はもう先ほど総務課長が、1 日目は自助、共助、2 日目から公助みたいな話しされましたけど、これね時代遅れだと思います。というのはね、1 日目でも今年みたいなものすごい暑いときやったら、自動車の中でね車中泊、こんなんしてたら熱中症にね、なる人も出てくるじゃないですか。熊本でも熱中症、車中泊で亡くなった方がやっぱ出られてます。

だから初日からですね、すぐにおうちを失った方に関しては、きちんと住ま

いを提供していく、その段取り日常的にそれを準備していくことが必要だというふうに思っています。

で、パーテーションという話もありましたけども、体育館でね、雑魚寝みたいな形にそれでパーテーションで仕切ってっていうんでは、これではやっぱりプライバシーを守ることはできません。プライバシーをしっかり守っていくっていうことが 1 つと、もう 1 つは、きちんとエアコンを管理する今年みたいなものすごい暑かったときなんかは、エアコンなしでは生活できませんから。

だからちゃんとこの 2 つはしっかりと守っていく必要があるだろうなというふうに思います。

私もいろいろ調べたんですけども、これは 1 つの例なんですが、ちょっと見えますかね。カメラさん、当ててほしいんですけど。

これ「インスタントハウス」っていいます。なんかね、漫画みたいな、おうちですけど、これ実は能登半島のときに、もうすでにこれ、設置されて実際に使われてます。これ、昼間撮っている写真ですけども、夜になるとこういう感じでね、ライトがついてで、これは中にね、断熱材を吹きつけて、エアコンを取りつけることができます。

だから、プライバシーを守り、かつ、空調を管理することができるというところで、非常に有効なものだということですね。

中もう 1 つね、これがちょっと部屋の中なんですけども、畳を敷いたりクッションを敷いたりすることもできますし、それから、これがね、エアコンなんですけど、エアコンを直に取り付けをすることができるということで。

すいません、議長。これ、今日、議長の許可を得て出しておりますので、すいません、お願いしたいと思います。

こういう形で、また外部にですね電源をこうやって設置することで、エアコンのとか電気とかを、おうちに送ることができると。

これもですね、1 日で、ごめんなさい半日で 2 つ立てることができる。しかもですね、これ 1 つが、100 数十万円で購入できて、事前に購入して、町で購入しておいて災害が起きたときに、地元の業者にお願いして、地元の業者がパッと駆けつけて作ることができるところまで今研究が進んでいます。

で、業者はいろんな業者があるとは思うんですけども、こういう形でですね、もし災害が起きたときには、プライバシーとそれからエアコン設置をきちんとできるこの「インスタントハウス」っていうのを、土庄町でも事前に持っといて欲しい、検討して欲しいと思います。

これ、実は私この間ずっと住民の皆さんとお話したんですけど、結構テレビで見たという人多いんですよ。

で、今、熊本地震のときには、すぐにこれが使わなかった。だけど、これ発

明した人は、北川先生といって名古屋工業大学の国立大学の先生なんですけど、事前に買っといたら、もうすぐに取り付けができますからっていうことで、名古屋から持って行ったりとかしなくてもいいということなんで、ぜひ研究していただきたいと。極力早くいくつかでもですね、購入して欲しいなというふうに思います。

もう 1 つは、そういう自然災害でおうちを失った方もそうなんですけども、やはり火事とかね、そういうことで自分の家を失った方にも使えるということなんで、外にトイレつけたりはしないといけないんですけど、そういう対策にも使えるということですので、ぜひ検討をお願いしたいと思いますけども、いかがでしょうか。

○議長（濵野良一君）

総務課長　濵口浩司君。

○総務課長（濵口浩司君）

福本議員のご質問にお答えいたします。

ご提案いただきました「インスタントハウス」とは、空気を膨らませたテント生地の内側にウレタン断熱材を吹き付けて作るドーム型の簡易住宅のことで、数時間で設置でき、エアコンの設置も可能であるなどの特徴があります。

先般、町の方にも取り扱い企業から話があったところで、その有効性を検証するとともに導入の可否につきまして検討しているところでございます。避難シェルターとして十分な堅牢性を持ち、能登半島地震等での活用実績があるとお聞きしておりますので、事例の調査を続け、検討を進めてまいりたいと考えております。

そのほか、仮設住宅に関する対策として、一般社団法人の日本ムービングハウス協会と「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定」を締結しております。災害時に、ムービングハウスと呼ばれる移動式木造住宅を迅速に建設するため、住宅建設業者と協力体制を築くものでございます。

自助・共助・公助につきましては、いずれかを重点的に取り組むということではなく、それぞれを同時に、最大限に備えることで相互に連携する必要があります。それにより総合的に防災力を強化し、行政、住民、地域全体の協力のもとで、災害時の被害を最小限に食い止めることが肝要であると考えております。

行政による物資の備蓄や環境整備等はもちろん、防災士試験取得助成の拡充や防災訓練の実施など、自助・共助・公助を連携した災害対策で実践できるよう努力してまいります。よろしくお願いいたします。

○議長（濵野良一君）

福本耕太君。

○9 番（福本耕太君）
大事なことは、やっぱり早くできること、災害が起きてすぐにいち早くできることと、さっきも言いましたけどセパレートとかではなくて、きちんと個室が確保できること、それから、エアコンがきちんと管理できること、これはもう絶対必要な条件なんで、そこをしっかりと基礎に据えてですね、検討をお願いしたいというふうに思います。
これは 1 つの例なんで、町の方でも先ほど言われたやつも含めて、もう本当にその 3 つを検討した上で、進めていただきたいと思います。よろしくお願いします。
3 つ目の質問に入りたいと思います。
女子トイレの増設の考えに基づくトイレ設置計画の推進をということで、国土交通省のアンケートで 2016 年では、駅や空港などの交通施設、大規模商業施設のトイレで 4 割以上の女性が行列に並ばないといけないと回答し、政府は男女共同参画の視点からの防災復興ガイドライン（内閣府）で避難所の女子トイレの数は男性よりも多くするとしています。
こうした回答もある中でですね、土庄町でも今後またトイレのやり替えとかですねいうことがあると思うんですけども、方向性としてですね、こういう国の方向性に倣って、女子トイレ女子便器がですね、増やすように、心がけていただきたいということです。
1 つの例としまして、今老朽化が進んでいる豊島唐櫃港のトイレなんですけども、男子は大便器が 1 つ小便器が 1 つ、女子トイレの方は小便器が 1 つしかないということで、地元の方から行列がね、できているということが報告をされています。
やり替えをするんであれば、女子トイレを増やすというところを、心がけていただきたいと思うんですけどもいかがでしょうか。
○議長（濵野良一君）
総務課長　濵口浩司君。
○総務課長（濵口浩司君）
福本議員のご質問にお答えいたします。
議員ご指摘のとおり、国土交通省の調査や内閣府「男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン」においても、女性用トイレの数を男性用より多く確保する考え方が示されており、本町といたしましても、公共施設整備における重要な視点であると認識しております。
また、本年 6 月に国土交通省より「トイレの便器数に係る基準と適用のあり方に関するガイドライン」が公表され、男女を問わず誰もが安全で快適にトイレを利用できる環境の実現を目指し、トイレの行列問題の改善に向けた対応方

針が示されました。具体的には、「男女の性差を踏まえ、トイレの待ち時間が平等になるように、原則として、利用者が概ね男女同数である施設においては女性便器数が男性便器数、大便器と小便器の合計以上となる基準とすること」となっております。

このことから、町といたしましては、公共施設の改築・改修を計画する際には、これまでも利用者の利便性向上に努めてまいりましたが、今後は、女子トイレの個数や配置について、男女共同参画の視点や女性の利用状況を考慮し、計画してまいりたいと考えております。

○議長（濵野良一君）

農林水産課長　塩見康夫君。

○農林水産課長（塩見康夫君）

私からは、唐櫃港待合所のトイレについてお答えいたします。

唐櫃港待合所のトイレは、建設から 20 年以上経過し、老朽化が進んでいると認識しております。

2010 年に始まった瀬戸内国際芸術祭以降、観光客数の増加により、トイレに行列が生じる場合があることも承知しております。このような状況を踏まえ、唐櫃港では昨年度の瀬戸内国際芸術祭期間中、男女兼用ではございますが、洋式仮設トイレを 1 基設置いたしました。バス到着時など一時的に行列は発生しておりますが、慢性的な行列は無かったと伺っております。今後、待合所の老朽化がさらに進行し、更新等を行う際には、トイレの利用実態と男女共同参画の視点を取り入れ、便器設置数を検討したいと考えております。

○議長（濵野良一君）

福本耕太君。

○9 番（福本耕太君）

はい。ありがとうございます。

女性用トイレをね、増やしていくというのを方針しっかり守ってやっていくという答弁ありましたんで、ぜひお願いしたいと思います。

それでは、最後 4 つ目の質問に入りたいと思います。憲法についてであります。

先日、私たち憲法 9 条を守る集会を行いました。その際にですね、土庄町の方に後援の依頼をお願いいたしました。教育委員会の方にもお願いいたしました。それに対して土庄町の方から不承認という回答が返ってきました。その理由を述べますとですね、日本国憲法 9 条の改正反対という特定の政治的な考えを前提とした内容になっていること、国民の間でさまざまな観点や立場から意見が分かれているということが、理由でした。

しかしですね、これは全く考え違いをしていると、憲法に対する理解が完全

に間違っているということをお伝えせねばならないと思います。
憲法 99 条を開きますとですね、何て書いてあるかといいますと、「天皇または摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官、その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負う」って書いてあるんです。これ、その他の公務員はって書いてますけど、これ実はね、国務大臣ってのは行政機関のことです。国会議員は立法機関のことです。裁判官の司法機関のことです。行政も立法も司法も、この憲法を尊重するだけじゃなくて、擁護するね、義務を負ってるんですよって、憲法 99 条に書いております。
この点から私たちは土庄町に対して、行政機関ですから、すべての公務員がね、きちんと擁護しなければならないということで、9 条を守る、9 条を擁護する集会なんで、憲法の 99 条に従って、後援を行ってくださいということをお願いしたんです。
今土庄町が回答として返ってきた多くの国民の中に意見があると、政治的な意見が分かれているということなんですけど、これは事実ですね。いろんな意見があります。ただ、これは憲法 9 条に限った話ではありません。憲法 1 条を変えるべきだと、象徴天皇制はもう廃止すべきだという意見もあります。
でもね、だとしても、自治体は、憲法 1 条から憲法 99 条まですべてを擁護する義務があるわけです。
これは憲法何条とかいう話ではなくて、もう単純に護憲か、それとも改憲かの話に対しては、自治体というのは真ん中に立つんじゃありませんよと、護憲側の方に立たんと駄目ですよ。擁護する義務があるというのは、護憲側に立つのが自治体の役目ですよということをきちっと 99 条で明確に示してるんですよね。
だから、ここで書かれている、政治的な意見の違いを含む中にあるからという理由で、後援をしないというのは違うんじゃないかということを私は思いますし、町長がね、どういうふうにお考えなのかをお聞きしたいなと思います。
○議長（濵野良一君）
総務課長　濵口浩司君。
○総務課長（濵口浩司君）
福本議員のご質問にお答えいたします。
議員ご指摘のとおり、日本国憲法第 99 条は、天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判所、その他の公務員に対し、憲法を尊重し擁護する義務を課しております。本町の町長をはじめ職員も、地方公務員として公権力の行使に携わる以上、この憲法尊重擁護義務を負うものと認識しております。この点については、議員と町との間に認識の相違はございません。
その上で、申し上げたいのは、憲法第 99 条が公務員に求めている「尊重し擁

護する」義務とは、憲法の基本原則である国民主権、基本的人権の尊重、平和主義といった理念を尊重すること、並びに公権力を行使する立場にある者が、憲法の枠組みを逸脱するようなことがあってはならないという意味での義務であり、憲法第96条に規定されている正当な手続きを経た上での憲法の改正、あるいは憲法改正の議論まで禁じているものではないということです。「憲法の全てについて変えさせない立場に立つべきではないか」というご主張につきましては、憲法の改正について規定している第96条と相いれないばかりか、公権力が主権者である国民の自由な議論さえ抑え込むことになりかねない、飛躍した論理であると思います。

憲法改正について、さまざまな観点からさまざまな意見がある中、本町といたしましては、どのような意見にも直接組することなく、行政の政治的中立性を保持してまいりたいと考えております。

○議長（濵野良一君）

福本耕太君。

○9番（福本耕太君）

さっきも言いましたけど、国民が憲法を変えようとして考えること、憲法を守らなあかんって考えることと、行政がどういう立場に立たなければならないかという話は別の話です。

今ね、課長からお答えがあった答えというのは、これは内閣法制局からそういう答弁もらったのかどうか。

お聞きしたいと思います。

○議長（濵野良一君）

濵口課長。

○総務課長（濵口浩司君）

福本議員のご質問にお答えいたします。

この点につきましては、政府が昭和55年に国会に提出した答弁書において、「憲法改正について検討し、あるいは主張することを憲法自体が認めていることは明らかであって、このような検討又は主張を行うことと、現在の憲法の規定を遵守し、その完全な実施に努力することとは別の問題である」というふうに、明確に示されているところでございます。

したがいまして、擁護義務の範囲に、改正議論そのものへの行政組織としての介入まで含まれるとは解されないと考えております。

○議長（濵野良一君）

福本耕太君。

○9番（福本耕太君）

これはね、国民がどう考えるかということに対して、行政が口を出してはな

らないという話です。
　でもね、違うんです、私が言うてるのは。この 99 条の視点だけで擁護する義務を負って書いてあるんですよ。
　擁護っていう言葉を国語辞典で引いたら、どういう内容が出てくるか。知ってますか。
　擁護っていう言葉。
○議長（濵野良一君）
　濵口課長。
○総務課長（濵口浩司君）
　福本議員のご質問にお答えいたします。
　先ほども憲法自体にすべて尊重し擁護するところで言いましたように、公務員として憲法守るというところの擁護、全体的な擁護というところの意味だと考えております。
○議長（濵野良一君）
　福本耕太君。
○9 番（福本耕太君）
　擁護という言葉がそもそもわかってない。今言われたのは尊重っていう意味です。
　擁護っていうのはどういうことかというと、人とか、憲法とか、そういうものに対して、敵対するものがありますよということを前提にした言葉です。この憲法を変えようという動きがありますよ不当に攻撃しようという動きがありますよということを前提として、これを、そうした不当な攻撃から守るという言葉が、擁護という言葉です。
　つまりね、こっち側から憲法を攻撃するということが前提になっている言葉です。だから憲法、つまり憲法を変えるということです。憲法を変えるという動きから擁護しなければなりませんよっていうことなんです。すべての公務員は。だからその認識がね全然違うんです。
　擁護っていう言葉の意味わかりますかって聞きましたけど、答えられなかったじゃないですか。同じこと繰り返しだけ尊重してますと。違うんですよ。擁護という言葉にはね、深い意味があってね。調べてもらってわかりますけど、常に敵対するものがおるんです、あるものに対して。
　だからここでね、憲法 99 条で尊重する義務を負うで終わってないんです。尊重し、そして同列に擁護する義務を負うって書いてあるんです。そりゃそうですよね。今ある憲法を自治体がどうするかわかりません、私らは関係ありませんなんていう態度を取ってたら、これは法律の意味がないじゃないですか。でしょ。尊重していくのも、その憲法が正しい憲法であるということを前提にし

てるから、尊重するわけであって、そのためにはその憲法に対する攻撃がかかったときには、それを擁護しなければならないのは当然ですよ。実によくできた 99 条やなと私は思いますけど、尊重するだけで終わってないんですよ。ちゃんと擁護する義務があるって書いてあるわけです。だから、私はきちんと、憲法を守るという活動に対しては、これを擁護する立場から、町はきちんと後援をするべきだと思います。

例えば、さっき言った憲法 1 条についてもそうです。変えるべき、変えるべきじゃないっていう意見があったんだけど、そういうことに対しての、やはり今、1 条が存在するわけですから自治体としては、公務員はこの 1 条を守る擁護するという立場に立たんといかんと思います。

岡野町長わかります、言うてること。

○議長（濵野良一君）

岡野町長。

○町長（岡野能之君）

すいません、濵口課長の言葉と繰り返しになります。

憲法第 99 条の擁護とは、公務員が現在、有効な憲法に従い、憲法に反する公権力の行使を行なわないという職務上の義務であると理解しておりますということは、同じ意見でございますよね。

○9 番（福本耕太君）

それは、そのとおり。

○町長（岡野能之君）

はい。一方、憲法第 96 条は、憲法自身が改正手続きを定めています。第 99 条の擁護義務を、一切の改正を阻止する義務と解すると、第 96 条が定める改正手続きとの整合性がとれなくなると思っております。

したがいまして、現在の憲法を遵守することと、憲法改正について議論することは、区別して考えるものと認識しております。

○議長（濵野良一君）

福本耕太君。

○9 番（福本耕太君）

先ほども言いましたけども、憲法を変えるか変えないかという権限っていうのは、国民一人一人にあるんです。

国民一人一人とそれから公務員という立場とは違いますよね。

例えば、私は福本耕太という一個人です。一個人としてはどんな思想を持ってもいいです。

でも、議員という立場になったら、それは、公務の立場から物を言わなければなりません。逆を返せば例えば私が憲法 1 条を変え変えるべきだと考えてい

たとしても、公の場で憲法 1 条を守る運動があったら、私はそちらの方を擁護しなければなりません。

福本耕太としてではなくて、議員としての立場で発言するのであれば。私はそういうことを言ってるんです。土庄町という町として後援をしてくださいって言ってるんです。濵口さんとか岡野さんという個人に後援してくださいって言ってるんじゃない。自治体として後援をしてくださいっていうことを言ってるわけです。

自治体は、憲法を尊重しなければならない。憲法を擁護しなければならないってことをちゃんと書いてあるわけですよ。

わかりますかね言っていること。個人に言うてるんじゃないんですよ。自治体に言ってるんです。

だから、自治体は後援をしなければならないということを言うてるわけです。いかがでしょう。

○議長（濵野良一君）

山本副町長。

○副町長（山本浩司君）

福本議員のご質問にお答えしたいと存じます。

お答えするにあたって私は、町の後援する、後援というのがどういう意味を持っているかという方向から答弁をさせていただきます。

「土庄町が行う共催、後援及び協賛に関する承認事務取扱要綱」というものがありまして、それに基づいて、町の後援というのをするしないということを決定しております。

ここの要綱の第 2 条におきまして、後援とは、今から読み上げますけれども、「町が地域振興の見地から、事業の趣旨に賛同し、奨励の意を表することをいう」というふうに規定をされております。

今般 9 月 5 日に、憲法 9 条を守る小豆島集会ということで、後援の申請をいただきました。

その参考資料の中には、「改憲を許すな」また「憲法 9 条を守る」ということが明記されております。

福本議員がおっしゃいましたように、国民の中で、憲法改正に対するさまざまな議論をやることにつきましては、これは議員おっしゃったとおり、自由であるというふうに私どもも理解しております。

そうした中で、憲法 9 条を改憲を許すな、というのも、また正当な議論の 1 つであるというふうに解釈しております。

しかしながら、後援するということになりますと、その事業の趣旨に賛同し、奨励の意を表すということでございますので、

○議長（濵野良一君）
　答弁を終了してください。
○副町長（山本浩司君）
　それはできませんということになります。以上です。

○議長（濵野良一君）
　これにて、一般質問を終了いたします。

討論、採決（議案第1号～議案第12号及び議案第14号～議案第16号）

○議長（濵野良一君）
　日程第3、議案第1号 土庄町印鑑条例の一部を改正する条例について討論を行います。
　本案に対する反対討論の発言を許します。
（発言者なし）
○議長（濵野良一君）
　反対討論なしと認めます。
　これをもって討論を終了いたします。
○議長（濵野良一君）
　これより採決いたします。
　お諮りいたします。
　議案第1号を、原案のとおり決することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
○議長（濵野良一君）
　ご異議なしと認めます。
　よって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（濵野良一君）
　日程第4、議案第2号 土庄町自家用自動車有償運送に関する条例の一部を改正する条例について討論を行います。
　本案に対する反対討論の発言を許します。
（発言者なし）
○議長（濵野良一君）
　反対討論なしと認めます。
　これをもって討論を終了いたします。
○議長（濵野良一君）

これより採決いたします。
お諮りいたします。
議案第2号を、原案のとおり決することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
○議長（濵野良一君）
ご異議なしと認めます。
よって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（濵野良一君）
日程第5、議案第3号 土庄町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について討論を行います。
本案に対する反対討論の発言を許します。
（発言者なし）
○議長（濵野良一君）
反対討論なしと認めます。
これをもって討論を終了いたします。
○議長（濵野良一君）
これより採決いたします。
お諮りいたします。
議案第3号を、原案のとおり決することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
○議長（濵野良一君）
ご異議なしと認めます。
よって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（濵野良一君）
日程第6、議案第4号 土庄町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について討論を行います。
本案に対する反対討論の発言を許します。
（発言者なし）
○議長（濵野良一君）
反対討論なしと認めます。
これをもって討論を終了いたします。
○議長（濵野良一君）
これより採決いたします。
お諮りいたします。

議案第4号を、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濵野良一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（濵野良一君）

日程第7、議案第5号 土庄町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（濵野良一君）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

○議長（濵野良一君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第5号を、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濵野良一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（濵野良一君）

日程第8、議案第6号 土庄町子どもに対する医療費助成条例の一部を改正する条例について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（濵野良一君）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

○議長（濵野良一君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第6号を、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濵野良一君）
ご異議なしと認めます。
よって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（濵野良一君）
日程第 9、議案第 7 号 土庄町ひとり親家庭等医療費支給に関する条例の一部を改正する条例について討論を行います。
本案に対する反対討論の発言を許します。
（発言者なし）
○議長（濵野良一君）
反対討論なしと認めます。
これをもって討論を終了いたします。
○議長（濵野良一君）
これより採決いたします。
お諮りいたします。
議案第 7 号を、原案のとおり決することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
○議長（濵野良一君）
ご異議なしと認めます。
よって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（濵野良一君）
日程第 10、議案第 8 号 土庄町重度心身障害者等医療費支給に関する条例の一部を改正する条例について討論を行います。
本案に対する反対討論の発言を許します。
（発言者なし）
○議長（濵野良一君）
反対討論なしと認めます。
これをもって討論を終了いたします。
○議長（濵野良一君）
これより採決いたします。
お諮りいたします。
議案第 8 号を、原案のとおり決することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
○議長（濵野良一君）
ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（濵野良一君）
日程第 11、議案第 9 号 土庄町単独県費補助土地改良事業分担金等徴収条例について討論を行います。
本案に対する反対討論の発言を許します。
（発言者なし）
○議長（濵野良一君）
反対討論なしと認めます。
これをもって討論を終了いたします。
○議長（濵野良一君）
これより採決いたします。
お諮りいたします。
議案第 9 号を、原案のとおり決することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
○議長（濵野良一君）
ご異議なしと認めます。
よって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（濵野良一君）
日程第 12、議案第 10 号 土庄町景観条例の一部を改正する条例について討論を行います。
本案に対する反対討論の発言を許します。
（発言者なし）
○議長（濵野良一君）
反対討論なしと認めます。
これをもって討論を終了いたします。
○議長（濵野良一君）
これより採決いたします。
お諮りいたします。
議案第 10 号を、原案のとおり決することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
○議長（濵野良一君）
ご異議なしと認めます。
よって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（濵野良一君）
日程第13、議案第11号 令和8年度土庄町一般会計補正予算（第3号）について討論を行います。
本案に対する反対討論の発言を許します。
（発言者なし）
○議長（濵野良一君）
反対討論なしと認めます。
これをもって討論を終了いたします。
○議長（濵野良一君）
これより採決いたします。
お諮りいたします。
議案第11号を、原案のとおり決することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
○議長（濵野良一君）
ご異議なしと認めます。
よって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（濵野良一君）
日程第14、議案第12号 令和8年度土庄町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について討論を行います。
本案に対する反対討論の発言を許します。
（発言者なし）
○議長（濵野良一君）
反対討論なしと認めます。
これをもって討論を終了いたします。
○議長（濵野良一君）
これより採決いたします。
お諮りいたします。
議案第12号を、原案のとおり決することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
○議長（濵野良一君）
ご異議なしと認めます。
よって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（濵野良一君）
日程第15、議案第14号 工事請負契約の締結について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（濵野良一君）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

○議長（濵野良一君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 14 号を、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濵野良一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（濵野良一君）

日程第 16、議案第 15 号 工事請負契約の締結について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（濵野良一君）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

○議長（濵野良一君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 15 号を、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濵野良一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（濵野良一君）

日程第 17、議案第 16 号 小豆地区広域行政事務組合規約の一部変更について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（濵野良一君）

反対討論なしと認めます。
これをもって討論を終了いたします。
○議長（濵野良一君）
これより採決いたします。
お諮りいたします。
議案第16号を、原案のとおり決することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
○議長（濵野良一君）
ご異議なしと認めます。
よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議員の派遣

○議長（濵野良一君）
日程第18、議員の派遣についてを議題といたします。
議員の派遣についての申出書が提出されております。詳細については、配布のとおりであります。
議員の派遣については、土庄町議会会議規則第126条の規定により、議会の議決を経ることになっております。
お諮りいたします。配布しておりますとおり、議員を派遣することについて、ご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
○議長（濵野良一君）
ご異議なしと認めます。
よって、申し出のとおり、議員を派遣することに決しました。

閉会中の継続調査申出

○議長（濵野良一君）
日程第19、閉会中の継続調査申出についてを議題といたします。
土庄町議会会議規則第74条の規定により、各委員会の委員長から配布しております申出書のとおり、閉会中の継続調査申出があります。
お諮りいたします。各委員長からの申出書のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
○議長（濵野良一君）

ご異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申出書のとおり、継続調査に付することに決しました。

閉会

○議長（濵野良一君）

以上をもちまして、本定例会に付議されました案件の審議は、全て終了いたしました。

これにて、令和８年９月土庄町議会定例会を閉会いたします。

誠に、お疲れさまでした。

閉　会　午後　３時０分

地方自治法第 123 条第 2 項による署名議員

土庄町議会議長　（　濵　野　良　一　）

同 議員　　（　福　本　達　雄　）

同 議員　　（　福　本　耕　太　）